

令和元年陸別町議会 6 月定例会会議録（第 2 号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年6月18日 午前10時00分			議長	本田 学
	散会	令和元年6月18日 午後3時04分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 8人	1	中村佳代子	○	8	本田 学
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
	凡例	3	久保広幸	○		
	○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○		
	▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○		
	× 不応招を示す	6	多胡裕司	○		
	▲○ 公務欠席を示す	7	渡辺三義	○		
会議録署名議員	久保広幸		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆		教育長	有田勝彦	
	監査委員	飯尾清		農業委員長（議員兼職）	多胡裕司	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志		会計管理者	芳賀均	
	総務課長	高橋豊		産業振興課長	副島俊樹	
	建設課長	清水光明		保健福祉センター次長	丹野景広	
	総務課参事	高橋直人		総務課主幹	空井猛壽	
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	瀧口和雄				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名						
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第33号	令和元年度陸別町一般会計補正予算（第3号）
3	議案第34号	令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
4	議案第35号	令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
5	議案第36号	令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
6		一般質問

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） 棟方農業委員会事務局長より、欠席する旨報告がありました。
事前に申し上げます。本日、陸別中学校の生徒が傍聴に来られておりますが、広報に使用するため、広報担当職員による写真撮影を議長により、会議規則第103条の規定に基づき許可しておりますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番久保議員、4番谷議員を指名します。

◎日程第2 議案第33号令和元年度陸別町一般会計補正予算
(第3号)

○議長（本田 学君） 昨日に引き続き、令和元年度陸別町各会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明は既に終えておりますので、各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、日程第2 議案第33号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第3号）の逐条質疑を行います。

第1条、歳入歳入歳出予算の補正のうち歳出について、お手元にお配りしております審議予定表のとおりページを区切って行います。

事項別明細書は11ページからを参照してください。

1款議会費、11ページから2款総務費1項総務管理費、14ページ中段まで。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、2款総務費1項総務管理費の7目企画費19節負担金補助及び交付金の陸別町移住定住促進住宅建設等補助事業についてお尋ねをいたします。

この事業は、野尻町長の1期目の施策であります、平成29年、平成30年と2カ年にわたり行われた事業です。

それで、まず平成29年と平成30年の実績と、ことしに限っては、今現在6月ですから、4月1日から6月30日までの間に行った事業についても対象とするということになっております。これは非常に人口減少ですとか、この町に住宅を建てて住んでくれるとか、また、古い住宅をリフォームするという形の事業でございます。

それで、4月1日から6月30日までの期間にもそういう問い合わせがあったのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） まず、実績のほうから述べさせていただきたいと思います。

平成29年度につきましては、新築の一般住宅で2件、子育て住宅で1件、2世帯で1件、計4件でございます。それと、改修につきましては15件でございます。

平成30年度につきましては、改修工事が24件で、新築工事についてはございません。

それと、ことしに入ってから問い合わせの件数でございますが、1件ほど問い合わせが来ているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） これは、令和5年3月31日までということで、町長の任期の間という事業でございます。

それで、先般も質問したのですけれども、このような形で15件、24件と、予算はこの範囲に限るということになっております。それで、補正を組んではどうかということと同時に、やはり冬期間どうしてもできない工事があるということで、逼迫する期間の中でのリフォームまたは新築住宅の建設になるのではなろうかと思っております。そこらも含めて、今後、そういうことが起きた場合にどういう形で進めていくか、お尋ねをいたします。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 先ほど言った実績の関係でございますが、平成29年度につきましては、補助金につきましては、約1,360万円ほど。そして、平成30年度の改修につきましては、約1,060万円ほどの補助金を出しているところでございます。こういった点を踏まえて、1,000万円程度という、とりあえずの予算を計上しているところでございますが、今後の状況によっては、判断していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ちょっと補足させていただきますが、原則は1,000万円の範囲で、これから4年間続けるわけでありますので、計画的にリフォーム等新築もあわせてやっていただきたいという考えであります。

また、この内容につきましては、改めまして町内の建設業者にはお知らせをして、早目にやらなければならないもの等がありましたら、こちらのほうに早目に御相談をいただくという形をとるといふことと、この内容につきましては、まちづくり推進会議に諮ることになりますので、いずれにしても町民の皆さんにおきましても、計画的に住宅の新築、リフォームを行っていただいて、有効に補助を使っていたきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） ぜひとも、このようないい形で町内に住み続けてくれるということでございますので、今年度ももう既に1件の方の問い合わせがあったということです。それが、4月1日から6月30日の間に1件の問い合わせで、恐らく事前着工もしたのではなかろうかと思われまます。そこらも含めて、この事業、非常に皆さんの関心が高いわけですから、きちっと住民の皆さんに周知をして、やはりこの町に住み続けていただくということが、この町の人口減少対策にもつながるといふこととでございますので、どうかきちんとした対応をとっていただきたいといふことで終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、大変評判のよい制度だと思っております。これは私どもの政策予算でありまして、財源の関係もありますが、これが半永久的にということにはいかないかもかもしれませんが、こここのところの状況等を見ながら盛り込んでいきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今の移住定住促進住宅建設補助金についてももう一度お伺いしたいと思ひます。

この事業は、先ほどもおっしゃられたように町民にもとても喜ばれている事業なのですが、今回、中古住宅購入についてが外されたのですけれども、これに至った経緯と、あと、商店などは、住宅兼店舗というところもあると思うのですけれども、その場合は対象になるとかどうか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 中古住宅を今回要綱から外したという理由なのですけれども、2カ年実施しまして、中古住宅に関する案件がなかったというのが一番大きな原因といふこととでございます。

それとあと、店舗の関係でございますが、この制度の補助金交付要綱でいきますと、第2条の第2号によって、併用住宅及び集合住宅は除くといふことで、この制度自体はあくまでも個人向けの補助制度といふことで理解していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 中古住宅は2年間利用がなかったということで外されたようですけれども、この条例ができるときに、3年以内の中古住宅というのはまずないだろうと、そういう話も出たと思うのですけれども、今、移住してくる方だとか、あと、中古住宅だったら購入したいという方もいらっしゃると思うのです。

それで、昨年までの補助金の事業だと、新築と中古住宅購入の平米の金額が一緒だったのですけれども、これを下げてでも中古住宅の補助金も続けていくべきだと思うのですけれども、その辺のお考えと。今、空き家の調査などもして、空き家の有効活用なども3町で情報を集めている動きもありますので、移住にもつながる意味で、中古住宅もぜひ続けてほしいと思います。

それと、商店についてですけれども、商店についての補助金というのはなかなかなくて、商店もぜひ定住してもらわないと、住んでいる人たちがお店がなくなってはとても困ると思います。前の私の一般質問でも、商店に対する改築の補助金を出してはどうかという話もしましたけれども、ほかの町などでは、町が商工会に委託して、国でやっている持続化補助金に採択されなかった場合、町で改装の補助金を出す、お金を出すということもしているところもあると思いますので、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） まず、中古住宅の助成の継続の関係でありますけれども、過去の議会でも何度か御質問があったケースかと思えます。中古住宅、3年未満というふうに当初した経緯は、新築住宅も買うのですけれども、3年未満、新しいもので、新築と同様なものについては、中古住宅でも新築と同じような経費がかかって購入するだろうということをつくった要綱であります。ただし、途中から3年未満の住宅というのが、まず、今回の説明でもしておりますが、皆無であるということ。

それから、中古住宅の、先ほど金額を下げてでもというお話でしたが、中古住宅の区分をどのようにするかというのは非常に難しい問題であります。年数によって直す箇所が多いとか、そういうことでもなく、種類がどの種類までで、どの補助金を出したらいいかということは、なかなか判断をつかかねるということの過去に回答があったと思えますけれども、その分を中古住宅ではなく、中古住宅は、購入した人は必ず、必ずとはならないかもしれませんが、改修を行っていただくことになると思いますので、改修の部分につきましては、この補助で対象としておりますので、中古住宅については、今回、継続をせず、中古住宅を購入した方が改修する場合には、改修の補助を使っていたきたいという考えであります。

それから、商店の関係ですけれども、先ほど言ったように新しい必要な店舗等が陸別町に来ていただく場合には、まちづくり補助金で、新規事業については、商工会からの諮問を受けまして補助を出すという要綱もございますので、住宅改修のほかに、まちづくりの補助金も使って、別の補助ももらうということにはならないかなというふうに思っております。

ますので、店舗等の改修等につきましては、過去より外しているという状況であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 商店のほうの話がちょっとわからなかったのですが、要は新しくできるお店ではなくて、今、経営しているお店を、結構古くなってきていると思うのです。30年、40年とたっている商店が多いと思うのですが、その部分の改修について、何か補助金を考えていってはどうかと思うのですが、もう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今回、考えております移住定住促進住宅建設等補助金につきましては、過去の2年間の補助金を継承していきたいという、これこそ町長の政策的な補助でありますので、現在のところ、ここに加えて、商店というか、店舗の改修の補助を加えるということは今のところ考えておりません。

ただ、今後どのようにしていくかにつきましては、それこそ政策的な問題となってくると思いますので、今後、町長の検討事項ということとさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 13ページの2款総務費1項総務管理費5目財産管理費13節委託料の施設整備と、それから14ページにあります11目交流センター管理費13節委託料の施設整備の、同じ金額なのですが、この件については、資料を見ますと、多分プレハブなのかなと思う面もあるのですが、たばこをのむ人、喫煙者と禁煙者との分煙をするということでは、こういうハウスも必要なかと私は思います、今の時代にとって。

ただ、永久的にこの設備でやっていけるのかなと思う面と、今後、暫定的にこのハウスを置くのか。置く場所については、まだ検討中ということになっておりますけれども、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 喫煙ハウスのことだと思うのですが、議員おっしゃられたとおり、プレハブみたいなスーパーハウスというか、そういったものでございます。中に集塵の、煙を吸う機械を設置して対応するような仕組みになっております。

それで、とりあえず今、庁舎と駅のところにおいて、喫煙と禁煙を分離しようという考えのもとでやっておりますので、役場は、当然駐車場の裏のほうに置こうという考えでございます。

それで、単純にプレハブでございますので、持ってきて置くだけのものを今想定しているのですが、これが半永久的かといったら、当然のこと建物でございますので、耐用年数等もあるのですが、そこら辺の様子を見ていこうかなと。当然ほかにも必要

な箇所が出てくるとか、そういったことも、まず人の多いところ、分煙するという意味で、2カ所とりあえず設定してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今後のことというか、喫煙者はなくならないと思うのです。禁煙者との分煙を図るという意味では、当然こういうものを用意するというので、つくられた段階で、どれほど需要があるのかということも考えたときに、永久的な設備より、試行的なものなのかなど、今の説明でわかったわけですけれども、やはり今後、そういうような動向を見ながらつくる上で、場所等についても、永久となれば、いろいろ交通上の状態にもなるかと思うので、その辺を十分検討されて、今後こういう建物、電気設備も当然入ると思うので、今後、お金のかかることも含めて、対策的なものを考えていってもらえるのかどうかについて、もう一度伺います。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） とりあえず今2カ所ということですが、これを設置するに当たりまして、例えばイベントセンターだとか、お祭り等があるようなところも必要ではないかという検討もしたのですけれども、こういったプレハブであれば、将来的になると思うのですけれども、設置してみて、こういった移動式のもの、お祭りごとに移動させて、その都度やっていってはどうかという話し合いも、検討しているところでございます。

それで、とりあえず今回につきましては、議員おっしゃられたとおり、試行的に2カ所設置して様子を見ていきたいということでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） ただいまの関連質問になります。今回の212万8,000円についてちょっとお伺いいたします。

まず1点目に、面積、長さ3.6の横が2メートル35センチ、床面積で約8.46平米ぐらいあります。この規模で、今の職員の関係のそういうあれでいけば、ちょっと狭いような感じがしますが、その辺はどうなっているのか。

それとあと、もう2点、本来であれば、このような施設というのは、もう少し早く私は考えるべきだったのかなというふうに考えます。そういうことで、今後、発注に関してはどのように考えているのか、その辺、2点についてお伺いします。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 喫煙ハウスの大きさの関係でございますが、今、議員おっしゃられたとおり約8平米ぐらいということで、煙を吸う機械のところには、6人ほどが吸えるのかなど。その他に空きスペースがあるので、そのところも何人が吸えるという

ことでございますので、今現在はこの大ききで足りるというふうに判断しているところでございます。

それとあと、発注の関係でございますが、予算が通り次第、直近の入札日に、このハウスを入札して、早急に設置していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいまの谷議員、渡辺議員から出ました質問に関して、喫煙ハウスについてお聞きしたいと思います。

谷議員が言われましたように、喫煙ハウスというものが、昨今の状況を反映しているように、喫煙する方、喫煙されない方に受動喫煙をさせないというために、必要性というものに関しては、設置についても重々理解しております。

これに関しては、2020年、今回は7月1日から行政機関において施行されるということで、必要な設置だと思っておりますが、2020年4月の完全施行に向かって、今回の行政機関だけでなく、それに準ずる機関であったり施設、強いては飲食店まで反映する話だと思っております。

今、渡辺議員からもありましたように、イベントに関して、早々に7月に町の社協によるビールまつり等が開かれますので、その設置というのは、7月5日金曜日になるかと思うのですが、設置のほうは間に合いますでしょうか。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 先ほど議員にも言った、直近の入札日が今のところ7月10日ということでございますので、それに合わせて設計書をつくって、早急に発注したいという考えでございます。

それで、当然ビールまつりについては、この期間、間に合わないということでございますので、原則的に、当然建物の中、敷地内については禁煙ということになりますので、その期間中は、本当に迷惑をかけるのかもしれませんが、敷地外に出てたばこを吸ってもらうということになります。

それで、この法律の目的は、当然たばこを吸った煙がほかの人が吸わないような形をとりたいという法律でございますので、そこら辺を考えていただきたいと思うのですけれども、敷地外に出ていただいて吸っていただくと。

なお、このハウスを設置するに当たりまして、工期的なものは3カ月ほど余裕は見ているのですけれども、現実には2カ月ほどで搬入されるのかなというふうに想定しているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ありがとうございます。

一つ例に挙げて、今、ふれあいビールまつりの件について挙げたのですけれども、今後、移動することも考えてという話もありましたが、陸別町はイベントが多い町ですので、今後、イベントの主催者であったり関係団体によって、喫煙に関して考える機会が多くなっていくかなという思いもあります。

補正予算の質疑の場面であるのですけれども、こういったことが健康増進法の改正に当たって、話が上がりましたので、庁舎においての受動禁煙防止対策のための喫煙ハウスの設置というところでありましたが、今後、陸別町として庁舎の喫煙ハウスの設置の対応だけでなく、関係機関であったり、陸別町としての受動喫煙について考える機会というのも、役場だけでなく、町として考える必要性もあるのかなと思うのですけれども、その点に関しては、どのようなお考えでありましょうか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ただいまの件であります。行政機関、お祭り等につきまして、法律に基づいて行われるわけですけれども、例えば外のイベントとかですと、吸う場所を決めて、そこで受動喫煙が行われないような対策をとればよいというふうになっておりますので、例えばこのハウスがなくても、皆さんが集まるところと別の場所に喫煙場所をつくれれば、それは受動喫煙防止ということで対応できることになります。

そういったことで、それぞれのところで対応の仕方がきっと変わってくると思います。それについては、この法律に基づいて、イベントですとか行事ですとか、あとは、その施設のあり方として考えていただくということになると思います。

当然、法律については、どこかで、こういう法律に基づいて、皆さん、対応をお願いしたいということで、これから町のほうも何か考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費13節委託料、この事業系廃棄物処理業務59万8,000円の増額についてお伺いします。

事業系廃棄物処理業務につきましては、ほかの款項目でも補正予算が計上されているわけですが、このくくりで質問したいと思います。

これは、庁舎等に係る廃棄物処理の業務委託費との説明でありましたが、当初予算に計上されておりました廃棄物運搬委託業務36万9,000円、同じく12節役務費で計上されておりました廃棄物処理費17万1,000円、これとの関係についてお伺いたします。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 当初予算の役務費で見ているごみ処理料ということで、当初予算では見ていたわけですが、これはあくまでも事業主がクンネベツにある処理

場へ持っていく、あくまでもごみ処理料としての金額のみを計上したものでありまして、今回、委託料で計上していますのは、そのごみを職員が持っていくのではなくて、陸別のごみ収集業者に持って行っていただくという委託料というか運搬料、そういったものを含めた業務を委託料として計上したものでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 新たに処理しなければならないものが発生したということではなく、これまで行われていたと。町職員がみずから持って行って行われていたものが業者委託にしたということでもありますから、最終的には、役務費で計上された予算は減ると、そのように理解していいのかなと私は思うわけでありまして、これはあくまでも今年度から広域処理に伴って発生したことが理由だということではないと、そのように理解してよろしいですか。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 当初は、先ほど言った、自分たち職員が直営で持って行って処分料を払うというような考えで、1年間予算計上していたということで、当然この金額については、いつかの議会のとときに減額措置がされるということでございます。

その委託料につきましては、とりあえず7月からということでございますが、予算計上したときには、まだ具体的に請け負える業者とも、直接、その業者が請け負えるかどうかの協議中ではございましたので、今現在では7月と言えるのですけれども、その当時はちょっと言えなかったということでございますので、役務費につきましても、7月からということをお前提にしていれば、当然今回減額措置はできたのですけれども、そこら辺が未確定だったものですから、減額措置ができなかったということでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、2款総務費2項徴税费、14ページ下段から3款民生費、17ページ上段まで。ありませんか。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 16ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、プレミアム付商品券精算事業についてお伺いいたします。

この商品券、いろいろ説明があるのですけれども、確認したかったのですけれども、子育て世帯は2万5,000円が子供の人数分購入できるということでよかったのでしょうか。普通の非課税世帯は2万5,000円ということで。

あと、この商品券は、商工会と連携して、町の商店で使えるものなのかどうかお聞きします。店舗が限られているのか、食料品だけなのか、燃料費などにも使えるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。

丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいま中村議員から御質問の、まず子育て世帯ですけれども、子育て世帯は、3歳未満の子供の数だけということでもありますので、もし3歳未満の子供が3人ほどはほぼないと思うのですけれども、2人いらっしゃる場合は5万円までの券を購入することができるということでもあります。

それから、非課税世帯につきましても、非課税世帯の非課税世帯員の数ということになります。

それから、先ほどありました商工会、今回、直の町のほうでやりますけれども、商工会員以外であっても、もちろん法人なり、そういう商売ができるということ、今考えられるのはジャスターぐらいかなと思うのですけれども、商工会員でない方でも、やりたいというものについては拒めないということがありますので、そちらつきましても、8の2に資料がありますけれども、今後のスケジュール等で、商品券取扱事業者公募というところで公募をかけます。このときは、実は商工会のほうにも協力をお願いして、商工会員には周知のほうも商工会のほうでもやっていただけるとということ。今回、商工会、二つのプレミアム商品券事業を別途やっている関係がありまして、今回はということでありましたけれども、技術的な支援ですとか情報提供だとか、そういうことは協力いただけるということになっております。

それと、使用の範囲というか、商品券は何に使えるかということがありますが、だめなものに、例えば不動産の購入がだめだとか、プリペイドカードの購入がだめだということが細かく規定されてございますけれども、基本的に、一般生活の中では対応できるかなというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 済みません、最初の部分を聞き逃してしまったのですけれども、1セットというのは5,000円ということでしょうか。商品券、3歳未満の子供の数掛けるセット分購入可能とありますけれども、1セットというのは5,000円ということでしょうか。

商品券は、商店のほう、プレミアム商品券と重なる時期かなと思うのですけれども、商店のほうは分けて、プレミアムつきは保健福祉センターへ、普通の商品券は商工会へという分け方をして提出しなければいけないのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員お見込みのとおり、1セット5,000円
のものが5セットまでというのが、まず一くくりという考え方です。

それと、商工会で行うプレミアム商品券とは若干時期がかぶることが考えられます。1
0月以降から使うので、多分商工会で11月ぐらいからのものがあるかと思うのですけれ
ども、商品券自体の印刷も町独自のものになりますということと、取り扱いも、もちろん
こちらは町のほうに来ていただくという手続になります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、4款衛生費、17ページ中段から5款労働費、20ページ
中段まで。ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、5款労働費1項労働諸費2目緊急雇用対策費13節委
託料、緊急雇用対策事業937万6,000円についてお伺いいたします。

今回、政策予算として計上されるわけでありますが、前年度の当初予算額は1,254
万6,000円であります。また、3目の雇用再生対策費、19節負担金補助及び交付
金、事業者雇用促進支援費916万円についても、前年度の当初予算額は1,545万円
であります。いずれも繰越明許費との関係があるのかもしれませんが、利用対象者に変動
があるのか。そして、緊急雇用対策費及び雇用再生対策費ともに、今年度については、前
年度の繰越明許による繰越額によってつないできておりますが、交付要綱を見ますと、補
助対象期間が12カ月に満たない場合については、新年度に新たに申請を受けて、残月数
を助成するというのでありまして、たまたま今年度の政策予算を編成する必要があった
から、こういう繰越明許費が発生するのか。原則的には、繰越明許というのは、毎年度申
請するのであれば発生しないと理解するわけでありますが、そのところをお伺いいたし
ます。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） まず、緊急雇用対策事業の937万6,000円でござ
いりますが、平成30年度から令和元年度に繰り越した分の委託料が300万円というこ
とで、合計、令和元年度の委託料が、繰越分と今回補正させていただくと分と合わせまして
1,237万6,000円ということになります。昨年度の当初予算よりは若干減っている
のですが、過去の実績を見たときに、過去4年を見ますと、平成27年度に1,237万
6,000円ということで、これが一番大きな額。一番少ないときで665万円というこ
ともありまして、最大値1,237万6,000円になるような形で今回、当年度分を補正
という形にしております。

それと、雇用促進のほうですが、これにつきましても、繰り越しで308万円というこ
とで見てございます。これも今回、政策予算ということで、昨年度からの継続者分という

ことで繰り越しております、その分につきましては、該当者の方につきましては、今年度新たに継続分ということで申請をさせていただいております。

今回につきましては、選挙の年ということで、政策的な予算ということで、このような取り扱いをしております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、先ほどの質問のとおり、政策予算を組む必要のないときには繰越明許費でつなぐということは起こり得ないというふうに理解したわけでありませう。

それと、3目の雇用再生対策費19節負担金補助及び交付金、事業者雇用促進支援費についてお伺いいたしますが、今年度から助成額の上限を1人につき月額7万円から5万円に減額しております。この助成額の減額、これは、政策の評価が行われた上で、このような措置をしたのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） この事業につきましても、平成26年度スタートいたしまして、5年間経過しまして、いろいろ内部で検討した結果、このような形で今回、平成31年度、令和元年度以降につきましては、7万円から5万円の減額で、今後も継続して実施していくというようなことで協議して決めております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 政策の評価という言葉を使わせてもらいましたが、利用対象者も減っていない中で、やはり町も限られた財源の中でありますから、重要度というか必要度に応じて軽減するものはしていかなければならないのですが、事業者雇用促進支援費については、軽減しなければならない部類の政策に入ってしまったと、そのように理解してよろしいですか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） この事業につきましても町単独事業ということでありますので、継続して実施していくために、いろいろ内部で協議した結果ということでございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 今の関連なのですけれども、事業者雇用促進、今、同僚議員の質問で大体わかってきたわけですが、7万円から5万円ということで。これは4月1日にさかのぼるわけですか、どうですか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今年度分につきましては、4月1日採用者から該当とい

うことになります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 当然そういう形をとられるのかなと思っております。それで、やはり支援費を非常に当てにしているところもあると思うのです。それで7万円から5万円の減額ということで、ちょっと腑に落ちないのですけれども、やはりこれはきちっと、ずっと継続した事業でございますので、この事業があるということで非常に助かるところもあると思うので、やはりこれは、2万円の減額の幅というのがわからないのです、理由が。財源的なものとは先ほど言っているのですけれども、本当にそうなのかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 財源的なこともございますが、総合的に判断して5万円ということで、今回決めさせていただいております。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、大変事業所の方には喜ばれている事業だと思います。これは町の単独事業でありまして、私が逆な立場で事業者だったら、やっぱりありがたい制度だというふうに思うのですが、財源的にもこれから緊縮財政に入っていかなければならないというような時期でもありますので、とりあえずはちょっと下げていただきまして、またそこら辺の様子を見ていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 今、町長の答弁でわかりました。これも毎年、初年度には多分500万円程度の予算で、すぐ補正、補正、補正を組まれた事業だと思っております。今、町長のほうらかも、財政的なこともあるのですけれども、やはりこのことがあることによって事業者が力がつくと同時に、やはりこれも人口減少対策の一環をなしていると思うのです。やはり従業員が欲しい、従業員のために1年間このお金をもらえるのであれば、従業員をさらに雇用してでも頑張れるという事業だと思っているのです。だから、やはりここらももう少し今後を見据えて、またこれも考え直すか、検討の価値があるのか、また、財源がないのであったら5万円ですと行くのか、そこら辺も見きわめた中で、今後とも継続してやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そこら辺も十分に頭に入れながら検討していきたいと、そのように思っているところです。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、6款農林水産業費、20ページ下段から7款商工費、24

ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費19節負担金補助及び交付金について、その中の畜産酪農収益力強化整備事業6,887万5,000円についてお伺いいたします。

これは、説明では、いわゆる畜産クラスター事業のバイオマスプラン事業に係る環境支援公社分の補助金とのことでありますが、この補助事業名についてですが、畜産酪農収益力強化整備事業ということですが、いつとき、強い農業づくり交付金事業を申請する旨の説明を受けていたように記憶しております。補助金の交付内容の優劣をいろいろ精査した上で、申請する対象となる事業が変わったのか、整理して説明をいただきたいと思えます。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今回の畜産酪農収益力強化整備事業ということですが、昨年8月から、議会の皆様に議員協議会の中でいろいろ御説明をさせていただきましたが、経過を申し上げますと、昨年8月の時点では、畜産酪農収益力強化総合対策事業ということ、いわゆるクラスター事業で行けるのではないかとということで御説明をさせていただきました。

その後、国、道などと協議をしていく中で、事業実施主体、取り組み主体の形の問題もございしますが、その中で、クラスター事業ではなく、強い農業づくり交付金事業ではないかということで、昨年10月の議員協議会の説明のときには、このような形で説明をさせていただきました。私たち地元のほうでも、この時から強い農業づくりでいろいろ準備を進めていたわけですが、その後また道なり国と協議する中で、事業の形等を含めまして、やはり強い農業づくりではなく、畜産酪農収益力強化整備事業、いわゆるクラスター事業のほうが望ましいのではないかと指導がありまして、このような形で、去年の11月、12月ぐらいに変わっております。

その後、ことしの3月に議員協議会並びに臨時議会で説明をさせていただいておりますが、その際に、資料の中で具体的な事業名を記入しておりませんで、国の補助金という名称のみ使っておりましたが、冬の間から畜産酪農収益力強化整備事業、いわゆるクラスター事業で事務的な作業を進めていたという流れでございます。3月末に計画書を提出しているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの産業振興課長の御答弁で、3月の予算補正の際の経緯も説明ありましたが、この際に、今年度の国庫補助の申請額、この計画書を見ますと8,557万4,000円であったわけでありまして、今回予算措置されておりますのは6,887万5,000円ということでありまして、補助対象経費とか補助の算定に変更があった

のか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 3月の中旬から計画書を最終的に提出する段階で若干数字の変動がございました。その後、若干変動がありまして、今回の数字というふうになっておりますけれども、同様、支援公社の施設整備分で事業費が3月の時点では15億596万5,000円というふうに事業費を見込んでおりましたが、今回、計画提出後の数字になりますけれども、14億9,003万8,000円という事業費になっております。若干下がっております。今のは2年トータルの部分であります。

国庫補助金も2年トータルで、3月の時点では5億8,175万2,000円というふうに見込んでおりましたが、その後、計画提出後の見込みでございますが、5億6,339万5,000円というふうになっております。

単年度で申し上げますと、平成31年度分につきましては、施設建設分で、3月の時点では5億8,876万2,000円で見込みでございましたが、計画提出後3億9,109万4,000円、国庫補助金で、3月の時点では8,557万4,000円と見込んでおりましたが、計画提出後、今回補正の額であります6,887万5,000円というふうに現時点ではなっております。

また、令和2年度、来年度になりますけれども、施設建設分で、3月の時点では9億1,720万3,000円と見込んでおりましたが、計画提出後10億9,894万4,000円、国庫補助金で4億9,617万8,000円と見込んでおりましたが、計画提出後4億9,452万円というふうな形になっておまして、この額につきましても今後まだ変動する可能性はありますが、現時点ではこのように押さえております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この事業の財源は、国の補助と町補助、それから残りは借入金ということで組まれていると思います。補助金に変動があれば、事業費全体が減っているのであれば問題はないのですが、入るものが減ったときに、残る財源としては、借入金をふやすかということになるのですが、町としてこの事業にかかわる部分は、歳入歳出でお金を通すだけでありますから、余り具体的なことを問い詰めるというか、そういう聞き方をするのは大変申しわけないのですが、仮に補助金が減るとか、そういうふうになってきた場合、やはり借入金をふやして補うと、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 議員のおっしゃるとおり、借入金の若干増というふうになります。トータルでもう一度申し上げさせていただきます。施設建設分についてであります。3月の時点で15億596万5,000円で見えておりましたが、計画提出後14億9,003万8,000円ということで、国庫補助金が3月時点で5億8,175万2,000円で見えておりましたが、計画提出後5億6,339万5,000円、町からの補助金ということで、2年間で4億円、残りが借り入れ分というふうになります。3月時点で

は5億2,421万3,000円を借り入れする見込みでしたが、計画提出後の借り入れ見込額として5億2,664万3,000円ということで、400万円ほど若干ふえるような形に現在のところなっております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

谷議員。

○4番（谷 郁司君） 24ページの7款商工費1項商工費2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金の関係で、日産自動車購入助成事業300万円の件についてお伺いしたいのですが、この事業は町長の執行方針の中にもありましたように、また継続するというので、過去、平成21年から昨年までで10年間実施してきたわけなのですが、実際この助成事業で、10年間の間にどれぐらいトータルで執行されたのか。

それと、平成30年、昨年と同じ今回の300万円なのですが、実際上、その300万円が満度を実施されたのかについて伺いたいと思います。

そういった意味合いの中で、実際上、私は前にも一般質問でも言ったのですが、実際、購入事業の中で、行政というのは住民サービスを基本とするという面からいくと、これは、簡単に言えば300万円の日産購入で、費用対効果というのは実際上、町民にどれほどあったのかなというふうに疑問に思うのですが、その辺についての評価も含めてお答え願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） この制度が平成21年度からということで、平成30年までの10年間ということで、実績なのですが、10年間で125台で、補助金にいたしまして2,460万円ほど補助金を出しております。これに伴う購入金額につきましては3億3,587万円ほどの購入金額でございます。

それで、平成30年度につきましては、そのうち12件ほどということで、助成金が250万円ほど執行しているという状況であります。予算的には300万円ということで、大体例年250万円前後の金額で推移しているという状況でございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 経済効果ということのお話ですが、購入代金のトータルの額につきましては、今、総務課長からお答えしたような状況であります。このほかに、日産自動車は、町に誘致した経過もありまして、多額の税金、固定資産税がこちらのほうに納められております。この額については、ここで公表するべきものではないというふうに判断しておりますが、かなりの高額な額で納入いただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 後段の質問に対しては、費用対効果と。先ほども言いましたように、住民サービスを基本とする自治体がこれを出すことによって、どれほど住民サービスに貢献できたのかなという意味で言ったわけなのですけれども、今の答弁では、日産自身がテストコースという多大な資産の中での、当然、税法上でも決められている固定資産税を納められている。その事実は事実だと思うのです。

しかしながら、全体的な産業、これは何も日産だけでなく、商工業あるいは農業関係も、そういうものがある中での形なので、こういうことによって、日産の車を買うことが果たして本当に住民サービスになるのかなと。固定資産税をもらっているの、そのお返しという意味合いでいけば、私、過去に一般質問で言ったわけなのですけれども、一企業の役員の報酬を見た場合には、一般的なものから、常識から離れた形で支給されている点から見ると、決して自治体がこういうふうにする必要は僕はないと思っていますので、こういうアンチ的な言い方をすると、商工業者の皆さんにいろいろパッシングを受けるわけですけれども、やはり全体的なサービスということを考えて上で、今後実施していったほうがいいと思うのですけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 谷議員には、前にもこの質問を受けたところでありますが、幅広く考えていく必要があるのではないのかなと私は思っているのですが、副町長の話がありましたとおり、陸別で誘致して来ていただいた企業でもあります。

それと、日産にも大変お世話になっていまして、冒険体感 i n 東京、これで追浜工場に行きまして、普通では見学させていただけないところまで、陸別の学生が来たということで、いろいろお世話になっているということもありますし、あと、日産の職員の方でオリンピックのメダリストがいらっしゃいまして、その彼が野球の教室を陸別に来的时候に開いていただくと。そういった横のつながりというのも私は大変貴重なものだというふうに思っています。

議員のおっしゃることもわからないわけではありませんが、総体的に、私はそういう体制、そして、我々も誘致して来ていただいた以上、少しでも日産自動車のシェアをふやす努力というのは、日産にしてみれば、ほんの爪のあかにもならないかもしれませんが、その努力というのは認めていただけるのではないのかなというふうに思っているところであります。

あわせて、商工業者の経済効果も発生しているのも間違いないことでありますので、そこら辺、これからも私としては続けていこうと、そう思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の説明で、町長の決意も聞いたわけなのですけれども、決して難癖つけるわけではないけれども、一応昨年の予算の300万円に対して、220万円の執行ですけれども、實際上ユーザーとディーラーとの関係で、その辺、満度に予算化したものを使ってもらえるような形を鋭意努力しているのか、それとも不用額というか、必要

のない金額が生まれた場合についての対策というのは、どういうふうを考えているのか、その辺も含めた、この事業に対する熱意をもう一度伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 先ほど説明しておりますが、平成30年度につきましては、300万円のうち250万円の助成がありまして、件数としては12件ございます。当然これが残った場合には補正予算で減額をしているところでもありますけれども、できるだけ町内の人に購入していただくということでは、商工会のチラシとか日産のチラシに入りますように、ぜひ利用して購入していただきたいということでやっております。これらにつきましては、引き続き町民の方々にお知らせをしながら、有効に利用していただきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款土木費、25ページから9款消防費、26ページ中段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 25ページです。8款土木費2項道路橋りょう費5目街路灯費15節工事請負費、改修600万円についてお伺いします。

今回、街路灯費、改修ということで、本町においてはLED化で進めております。今回、説明書を確認いたしましたら10基、東1条と東2条において進められております。当然計画に基づいて実施されていると思いますので、全体的な最近の進捗状況、そして、最終的に、この計画の完了路線というのですか、完了場所はどこまで行くのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員御質問にありました、まず進捗状況についてであります。今、管理しております街路灯の基数につきましては182基でありまして、このうち、昨年度工事完了分までで111基が完了しております。進捗率としましては約61%というような状況になっております。

また、今後の計画されています部分の場所につきまして、今回の東2条通りにつきましては、国道から道道までが東2条通りとなっております。そのうちの半分につきましては、もう既に完了済みとなっております。残り4基が道道と1条2丁目通りの間で整備されますと、この路線につきましては完了という形になります。

また、東1条中通りにつきましては、役場の道道の角、交差点から奥、町民グラウンド

のほうまでが本数としてありまして、全体として29基を管理しております。今回、そのうちの6基をまず整備していくような形になっておりまして、今後この路線につきましても順次整備を進めていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） それでは、26ページの8款土木費4項住宅費1目住宅管理費の15節工事請負費外構改修工事ということでお尋ねをいたします。

事業費が453万2,000円ということで、新町団地のN、M、K、I棟の箇所ということなのですが、この路盤が非常に凍結して悪かったから改修に入るという考えでいいのかなと思っております。ほかの住宅を見ましてもほとんど大丈夫だったと。ここが路盤が非常に悪かったのか、それとも砂利が少ないですとか、いろいろな原因があったのか、また、今後本当にどのような形で、同じくまた外構をやり直すのか、そこら辺の原因究明がどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員御質問の件につきましてですが、こちらの地盤につきまして、状況等、採取したものを確認したわけではございませんが、多分この部分について、建設時のときに粘土質のものが出ていたりというようなことでありますので、既設の地盤が地質的に余りよろしくない状況だったのかなというふうに憶測しております。

ただ、この住宅、ちょうど山側のほうの上段に位置する住宅が今回、凍上被害を受けている通路及び駐車場の部分が被害を受けているわけなのですが、すぐそこに隣接します、管理しています町道については影響がなかったというようなことでありますので、今回、私どものほうとしては、道路のほうにおける凍害の改良基準であります1メートルを、住宅のほうの通路や駐車場部分に置きかえまして対応することで、対策になるのではないかとということで計上しております。

以上です。

○議長（本田 学君） 6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） ぜひとも、450万円の予算を使うわけですから、やはり原因の究明と、1回路盤を剥がしてみて、どういうふうになっているのか、また、水はけの状態、また、隣接する町道の排水ですとか、そこら辺も鑑みながら、きちっとした形で、1回やったら二度と大丈夫だというぐらいの確信を持った工事をお願いして終わります。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今、議員からのお言葉のとおり、実際の施工の際には、現場のほう、そういったことを確認し、勘案しながら施工してまいりたいと思います。対策していきたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 25 ページの 8 款土木費 3 項河川費 1 目河川総務費 1 5 節工事請負費の関係で、河川補修工事ですけれども、資料を見ますと 2 カ所あるのですけれども、信常川の関係で、これは、もとパイロット事業で行われた改修事業だと思いののですけれども、相当年数もたって、今回補修ということなのだろうけれども、全体的な信常川の護岸を計画的にやられる考えで、今回この点が始まるのか。それともここの場所だけが非常に破壊されているというか、壊れていて、工事になるのか、その辺についての説明をお願いいたします。

それから、26 ページの 8 款土木費 4 項住宅費 2 目住宅建設費 1 3 節委託料の関係で、実施設計 3 8 3 万 9, 0 0 0 円ですけれども、これは、旧保育所で、今現在、新町の交流センターの解体ということで、設計も始まるというのですけれども、實際上、陸別唯一の耐震基準に満たされていない施設だというふうに聞いていましたので、解体して新しいものをつくられると思うのですけれども、その辺については、新町 2 区自治会との話がきちっとされた上で、今後、新しいものができるのかなということについての説明を願います。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず、河川工事におきまして、議員御指摘のとおり、ここは国営の事業で整備が行われている明渠排水でもありますが、河川という二重管理状態になっております。ここの部分につきまして、今回は、パトロールした結果、この部分が施設が壊れかけているというような状況から、補修というような形で計上させていただいており、今後、計画的に順次やっていきたいと思いますという形ではありません。

続きまして、委託料の件であります。解体、整備を行う当たりまして、事前に自治会にはお話をさせていただいておりますが、今後、設計等を行っていきながら、さらに自治会のほうとも打ち合わせをし、すり合わせをしながら解体、整備を行っていくというような形で考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10 款教育費、26 ページ下段から 30 ページまで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、28 ページの 10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費、8 節報償費謝礼金の 1 0 0 万円と、次の 29 ページの 10 款教育費 4 項社会教育費 1 目社会教育総務費 1 9 節負担金補助及び交付金の文化芸術鑑賞事業 2 0 0 万円、赤えぞ発刊事業 8 2 万 5, 0 0 0 円と、次のページの交付金、中学生海外派遣事業、次の冒険体感 i n 東京実行委員会について、二つの質問に分けてお聞きいたします。

まず、謝礼金ですけれども、児童・生徒の芸術鑑賞の費用として100万円、それと、文化芸術鑑賞事業、ふるさと劇場への200万円ですけれども、児童・生徒の芸術鑑賞については、隔年で行っているということですのでけれども、100万円というのが高いというのか安いというのかは、人それぞれなのですけれども、子供たちも年齢によって感じる力が違うので、何に感動し刺激を受けるのかという観点でもまた変わってくるかと思えますけれども、ふるさと劇場の200万円と合算して、何かもっと子供たちに質の高い芸術を見せるというような考え方は、そういう方針はできないのかと。それがまず一つ目です。

それと、赤えぞ発刊事業と中学生派遣事業、冒険体感in東京ですけれども、これ、3月に骨格予算として、修学旅行の助成金については3月の予算で出ていたのですけれども、この赤えぞ発刊事業、冒険inカナダについては、今回の政策予算として出てきております。カナダへの事業は30年も続く長い事業で、毎年子供たちも楽しみにしている事業ですし、赤えぞに関しては、去年の開町100年で記念号の35号を発刊して、これも長く続けている、町のボランティアによって行われているとても大事な事業だと思っております。それはどうして骨格予算と政策予算の分け方にされたのか、今、せっかく中学生もいらっしやるので、町のそういう考え方についてもお聞かせください。

○議長（本田 学君） 瀧口教育委員会次長。

○教育委員会次長（瀧口和雄君） それではまず、前段、教育振興費にあります8節報償費100万円、謝礼金、児童・生徒芸術鑑賞事業にかかわります件についてお答えをいたします。

本件につきましては、隔年の予算づけをしております、小中学校1校ずつでございますので、1校当たり50万円というような予算を組んでおります。隔年実施の中でも音楽のタイプと、それから演劇のタイプと、それを隔年の中でも、さらに交互に実施をするということにしております。

こういうことになりましたのは、従前は、平成の10年代、初期のほうは、毎年芸術鑑賞事業の予算をいただいていたところなのですけれども、記憶によりますと、今から15年ほど前かと思いますが、平成の合併が行われた時代がありまして、この時代に、身を切るということで、隔年実施に踏み切ったという経過がございます。

その中でも、議員御指摘のところでございますが、ふるさと劇場のほうにつきましても、自主的に公演をするということで、演目を設定して実施しておりますけれども、過去には、中学生、小学生が行う鑑賞事業と、ふるさと劇場の演目と合同でやったということも記憶してございますけれども、あくまでも今の段階では、学校の自主性に任せたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 2点目の骨格予算と政策予算の関係でありますけれども、これは、あくまでも町長が選挙において、次に首長となる方が判断すべきものとして繰り越し

たものでありますので、それについては、継続されていても、次の町長に判断をしていただきたいという事業として残していたということで、今回また野尻町長が継続したことで、この事業についても継続しますということになったということで御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 教育委員会次長の話は理解できました。少ない予算で子供たちによりよい芸術的な刺激を与えていくのか、陸別はスポーツは盛んですけれども、なかなか芸術に関して触れ合う機会がないという話も聞いております。教育長の執行方針の中にも「思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます」とありますので、今後、もしそういうふるさと劇場などと一緒にできるような機会や、すばらしい文化と出会える機会があったら、そういうきっかけはつくってほしいと思っております。

副町長の御答弁ですけれども、赤えぞについては、今ここで予算がおりたからといって、毎年11月に発刊していますけれども、間に合うものではなくて、去年の暮れから原稿を用意して、準備は着実に進んで、やっつけてくださっていると思います。せっかくボランティアでここまで続けてきてくれた事業ですし、彼らの心情もあると思いますので、今後、何か御配慮いただけたらと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今、議員のほうからの文化芸術に触れ合う機会ということでもありますけれども、当然執行方針にも述べておりますけれども、限られた予算の中でどう進めていくかということでもありますけれども、ことし既にこのような形での予算となっております。今後、ふるさと劇場の予算も含めて、子供たちによりよい文化芸術ということで、児童・生徒だけでなく一般町民も巻き込んだ形の中で、もう少し関係者と協議をして盛り上げていきたいというふうに思っておりますので、これからはいろいろな方と御意見を交わしていきながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 先ほども申し上げましたとおり、4年に一度の選挙の年に行われるものでありますので、その都度、そのときの首長がこれを政策とすべきか、継続とすべきかということを検討することになると思いますので、今、議員の御指摘につきまして受けとめまして、これからの内容については検討させていただくことになるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） それでは、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 35 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出全般について行います。ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページからを参照してください。10ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。5ページから6ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、これまでに質疑もありましたが、プレミアム付商品券と従来の商工会に補助している商品券、この両方について、歳入歳出両方にまたがっておりますので、このくくりで質問させていただきます。

今回の消費税率の引き上げに伴う対応としての部分については、これは消費喚起の視点で質問させていただきますが、消費税率の引き上げの部分に関しては1,750万円と、それから、従来のプレミアム商品券については、補助金として810万円、恐らく事務費が入っているのだろーと思っておりますが、20%の還元率からいけば4,000万円プラス800万円ですから、4,800万円の事業費になるのではないかと、そのように考えるわけであります。合わせて6,550万円の消費喚起と、そのように理解してよろしいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今、議員御指摘のとおり、プレミアム付商品券、消費税のアッププラスの分につきましては1,750万円、商工会で行っていただく商品券について4,800万円で、合計6,550万円、御指摘のとおりでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今回二つの系統でプレミアム商品券が消費喚起につながるわけですが、商工会に対する補助金としては、もう10年ぐらい前から行われているのではないかと思うのです。商品券自体の供給と需要のバランス、当初のころは需要のほうがはるかに強くて、人の名前を借りてまで買った人もいたように聞いておりますが、最近では需要と供給のバランスはどうなっているのか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今は1人4セットまで、1世帯8セットまでということ取り決めて、販売の際は、商工会におきまして名簿チェック等を行いながら実施しているところであります。即日完売というふうにはなかなか今はならず、販売開始から大体夏で1週間ちょっと、冬、11月で1週間弱で売り切れるというような状況でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第3 議案第34号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療
施設勘定特別会計補正予算（第1号）**

○議長（本田 学君） これから、議案第34号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第4 議案第35号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計
補正予算(第1号)**

○議長(本田 学君) これから、日程第4 議案第35号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

6番多胡議員。

○6番(多胡裕司君) それでは、歳出のほうの2款施設費1項施設管理費1目施設維持費13節委託料の漏水調査56万2,000円ということで、平成29年度と平成30年度の差が見られたということなのですけれども、実際にその差はどれぐらいあったのかをお聞かせ願いたいと同時に、特定できるまでの期間がどのぐらいかかるのか。それとまた、ここら辺は近隣の農家が多いわけなのですけれども、農家のほうから何か圧に対しての不安ですとか、苦情だとか、そういうことが入っているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長(本田 学君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、まず、数値が昨年度来ちょっと変わってきているということに対しまして御説明させていただきます。

私どものほうでは、陸別のトマム地区に対しましての配水池の配水される量と、各戸でメーター検針の結果得られる水量をもとに、有収率という形で数字を押さえさせていただいております。配りました料金、メーター検針しましたところの率が、平成29年度平均で71.53%でしたが、平成30年度になりますと、有収率のほうは59.86%ということで下がっております。この数字が下がるということは、メーター検針で得られた水量が配水池から出した量よりも下がってしまったということになりまして、その水が漏水という形になっているのではないかというような検証をしてきております。

次に、調査に対しましての時期なのですが、調査としましては、夜間の水がほとんど使

われない時期を対象としまして、流量の調査ですとか音の調査、地面なんかは音を聞くためのものを当てまして、使われないうちに流れる水の音を聞きながら調査をするということで、時間帯的にもちょっと限られた部分で行わなくてはいけないものですから、天候とかにも左右されますし、おおむね一月ぐらいで何とか見つけることができればということで今考えております。

続きまして、水圧の関係なのですが、今のところ何とか配水池の配水量としましては不足することなく、水のほうはつくることができているので、皆様のほうへの水圧等については影響なく対応させていただいているのかと思いますし、これまでのところで、漏水によっての苦情等の連絡は受けていない状況にあります。

以上です。

○議長（本田 学君） 6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） 非常に平成29年、平成30年度の有収率の差があったということで、今、調査を行うということで、夜間に34.9キロ区間を一月間かけて行うということでお話を伺いました。

また、住民、また農家のほうからの苦情もないということで。料金に関しては、各家庭で多く今月使われてますとか、そういうことはなかったのですよね。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今、議員のほうからお話ありました件につきましては、要はメーターをくぐってから漏水があった、要は家庭内での漏水ということなのですが、兆候が見えましてから、各戸もしくは空き家なんかも少しずつ見ているのですけれども、その中で2件ほど、要はメーターをくぐったあたり、もしくはメーターのあたりでちょっと漏れがあったことは確認しており、それにつきましては、個々のお宅のほうにお知らせをし、改善をしてくださっているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） 毎日使う水でありますので、また、農家等、牛もいますので、早急に、一月かけて原因究明を探るということで、大変な作業ですけれども、ぜひとも早い期間で漏水のあった箇所を探していただいて、有収率の改善に努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 業務のほうにつきましては、速やかに行いまして、何とか早いうちに結果を出せるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 先ほどの議員と同じように、漏水の関係でお聞きしたいのですけ

れども、實際上、私どもの住んでいるトナム地区なのですけれども、最初配管して、私のところは一度配管した後、道道改修によって、昔の石綿管から黒パイプに変わっていると思うのですけれども、そういった工事の施工の段階で、なおかつ最初からの配管もあると思うのです、施工事業で。そういった点で、私もそれなりに自分で見ていて、経験があるのですけれども、接続部分の金具がかなり腐食しているというか、そういった面があるのではないかと思うのです。

実例的に、それだけでなく、とにかく農家の場合は、街と違って舗装とかそういうのはされていないで、農家の立ち上げ、メーター通ったときからの不凍栓というのですか、それがしばれることによって持ち上げられて、最終的に根元で破断していたという話もちらっと聞きますので、そういった自然の形の中で、長年にわたって結構傷んでいる面があると思うのですけれども、そういった図面とか、そういうものを十分整備された上で調査されるのかどうか、その辺について伺いたいと思うのです。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 図面につきましてですが、昨年度、ことしと、水道事業におきまして、台帳整備ということで業務をさせていただいております。昨年度中に台帳図のほうについては、業務の中で整備を終わってきているところでして、その台帳に伴いまして、今年度、システム等の構築等を予算化させていただいております。またその中で、台帳で、これは図面等の机上の部分になってしまうものですから、その辺の確認というのを今回の業務の中でも行われてきているところでして、先ほど議員のほうからもありました、旧管、新管事業によつての移設なんかも含めまして、こちらのほうで持っている図面を現地のほうと照らし合わせて確認してきております。

先ほど不凍栓の話もありましたし、私のほうでも排泥弁、空気弁などが耕作地の脇に置かせてもらったりということで、これまでの歴史の中ではあるみたいですので、それが今現在もきちんとその場所で機能されているのか、どんな状態なのか今確認する作業をしている最中でして、そういった図面がありますので、こういった図面に基づきながら、先ほどの調査業務を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほどの議員も言いましたけれども、いずれにしても大変な作業だと思います。そういった意味で、図面に基づいたり、それから旧配管というのですか、石綿管は僕はもう改善されて、ないと思うのですけれども、あるということになれば、そこが原因なのかなと思うけれども、その石綿管の実態はどうなのですか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 石綿管につきましては、改修が終わっているというような認識でおります。今は使われていないというような格好で考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の答弁では、石綿管というのは、昔かなり使われて、陸別の街の中もそういう実態だったと。自然に水が流れることによって減るといいますか、石綿管、かなり漏水する箇所があって、ふえたということなので、もしあれば改善してほしいと思います。改善というのか、黒パイというのか、あれに変えて。

先ほども議員が言っておりましたけれども、59%ということは6割、4割が漏水ということになれば、それなりに供給する側の水処理の経費がかかっておりますので、鋭意努力して、100%にはならないとは思いますが、できるだけ漏水のない、原因をしっかりと決めて、そういうものを検証しながら改善してほしいことをお願いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） なかなか100%は難しい数字ではありますが、極力、少しでも上げられる方向になるよう今後も維持管理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 議案第36号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別
会計補正（第1号）**

○議長（本田 学君） これから、日程第5 議案第36号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから8ページまでを参照してください。ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第6 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 19期陸別町議会議員として2期目を迎えました。今年度につきましては、若手議員も加わり、また、行政の皆さんの顔ぶれも変わり、加わりまして、令和の幕開けに当たりまして、4年間皆さんと一緒に陸別のまちづくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の一般質問は、町長に通告いたしました高齢社会の取り組みと、4月よりスタートいたしました、ごみ分別について質問していきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本町の人口、5月末現在で2,373人、そのうち65歳以上の方については922人、これ全体の人口で割りましたら38.85%と。これは非常に年々上がる状況にあります。また、お聞きしましたら、70歳以上につきましては、後期高齢者も726人と。これについても非常に高い数値を示しております。

それにつれて、日本全体が少子高齢化の時代を迎えまして、また、医療の推進によりまして、長寿国日本となりました。ちなみに、日本人の平均寿命、男性は80.9歳、世界では第3位。そして女性では87.26歳と、世界では第2位というような数字の長寿国になっております。皆さんも御存じのとおり、昨年新聞に載っておりました足寄の野中さ

ん、男性の方ですが、112歳で世界最高のギネスにも載りました。

2035年には、日本の高齢者率も、65歳では、3人に1人になってしまうということをごさいますて、非常に人口減少と少子高齢化に歯どめがかからない状況だとされております。私もその中の一員として、ここまで来たのかなということで、多分、町長も同じく感じているのではないのでしょうか。私たちも近い位置にいますので、まず、町長にお伺いしますが、町長の高齢者像といたら、年齢的にどのぐらい、それと、イメージ的にどういうものを思い浮かべるか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 一昔前と比べると、今のお年寄りの皆さん元気で、本当に長寿で長生きしていただいていると、そのように感じているところであります。質問でございます。これは私のあくまでも個人的な見解なのですが、私ども議員と同じ65歳になりますが、この近辺の人たちが、おじいちゃん、おばあちゃんと言える方々が高齢者像といたしますか、そのような感じを持っています。年齢は何歳からと言われたら、なかなかしつかりした定義やなんかはもちろんなのですが、例えば自動車に張る高齢者運転者の標識があります。もみじマークだとかシルバーマーク、あれは70歳以上を対象にしていますし、あと、年金に関して言えば、昔は60歳から公的年金を受給できたのですが、現在は65歳。そして、内閣府では、これからは70歳ぐらいというような捉え方をしているのも事実だと思います。世界の保健機構では、WHOは、65歳以上が高齢者という言い方をしていると思います。

最近、2年ぐらい前ですか、日本老齢学会と日本老齢医学会というのが、新たな高齢者の定義と区分というのを発表したのですが、これによると、65歳から74歳までが準高齢者、逆を言うと、準高齢者ですから高齢者ではないという捉え方ができるのではないのかなと。75歳から89歳までは高齢者、90歳からは超高齢者とする、そういう提言がなされました。私的には、今このあたりの捉え方が一番当てはまるのかなと、そのようなことを思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 私も町長と同じような感覚で見えております。現在、70歳から75歳以上の方、イメージで言ったら、老齢化とか健康を害しているとか、非生産的な方とか、あとは、頭脳の衰え、このようなことを現在、厚生白書ではそのようにお話ししておりました。

それで、とりあえず2018年3月、75歳以上の後期高齢者は約1,770万人と言われていた中、今回は、それに伴う高齢者及び認知症、本町の現状についてどのような状況であるのか、その辺ちょっとお伺いします。

最近では、地域での助け合いの意識も少しずつ薄れまして、今までは支える立場の人が逆に支えられる立場になっていると。そして、活動にもだんだん参加できないような環境にもなってきております。地域環境も変わりまして、高齢になると亡くなったりとか、ま

た、引っ越しされたりとか、非常に残念なことに施設の移動など、そういう状況の中で、身近なところでは、町内会においても活動が瀬戸際に来ているというのが現状でございます。その分、ひとり暮らしというお年寄りもかなりふえてきていると思います。

そこで、本町における独居老人、まず、ひとり暮らしの高齢者の方、最近の数値でよろしいです。それとあと、安否確認については、本町としてどのように取り組まれているのか、この辺についてちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 本町の独居老人の数は、平成31年3月末で207人となっています。これは、施設入所者は除かれています。過去の状況、いずれも3月末の数字で申し上げますが、平成30年のときは205人、平成29年は223人、平成28年は196人、平成27年は195人となっており、おおむね200人前後で推移していると、そういう状況であります。

安否確認につきましては、何らかの形で相談があった方については、主に地域包括支援センターの保健師が訪問して、状況の確認等を行っております。また、保健指導担当との連携で、特定健診等で気になる方がいる場合も、本人あるいはその家族などから話を聞かせてもらうなど、そういうことで把握に努めています。さらには、民生委員協議会定例会にも包括保健師が同席してもらいまして、情報の提供、共有を行っております。ほかには、社会福祉協議会の委託事業で電話サービス、配食サービスを行っております。定例で開催されておりますふれあい昼食交流会、これも独居老人の外出と交流の場として続けているところであります。

なお、災害時や大雪が降ったときなどには、状況に応じて保健福祉センターの職員、また、消防署の職員が手分けして安否の確認を行っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今お話聞きましたら、200人前後、これは施設以外ということで、結構徐々に多くなっているのかなという感じもするし、私たちの知らない中で、結構そういうあれもやられているということで、これから見守り等についても、よろしく願いしたいと思います。

日本の65歳以上の人口は、日本の人口で言いましたら約28%を占めまして、本町も、先ほど言いましたけれども、65歳以上が約39%と、年々上昇して、ひとり暮らしの世帯も多い、この数字を見ましたら十二分に理解できることと思います。

人生のみとりにについても、最近では、家族との疎遠により、この点についても非常に日本全体、本町においても課題の一つとなっていることと思います。

このような環境におきまして、地域の人が支えることの大切さ、これがいかに重要性があるかというのがわかります。私も日ごろ生活していても、他人事ではないような感じがいたします。日ごろ本当にそういうことを思います。高齢化に伴い、ひとり暮らしに限らず、お話聞きましたら、2人で生活しても不安があると。そういう中で、ひとり暮らしの

方は毎日不安を感じていることと思いますが、特に、ひとり暮らしの人にお話を聞きましたら、日中は明るいから何でもないのです。夕方、時間がだんだん太陽が沈んで暗くなると、すごく不安が残るという現実を、お話を聞きました。不安な生活の備え、いろいろなことを考えたら、本町でやられている緊急通報システム、これは、整備されている方に聞きましたら、非常に安心だと。これがあることによって、本当に渡辺さん、安心だよという声も聞いております。

そこで、本町における緊急通報システム、この整備環境はどのようになっているのか。また、ちょっとお聞きしたいのですが、2人暮らしの不安のある方でも、それは設置は可能なのか、もし2人暮らしのあれも可能だというのであれば、その利用者というのはどのぐらいいるのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 緊急通報システムの設置等は、陸別町は、緊急通報システム実施要綱に基づいて実施をしております。主として、独居で健康に不安を抱える高齢者の利用となっております。現在、本町の緊急通報装置設置数は24件というふうになっております。

なお、高齢の夫婦2人世帯であっても、状況により設置が必要と判断されれば、要綱の対象者のその他の規定に該当ということになります。実際に現在、高齢夫婦1世に設置しております。高齢夫婦以外でも、実態として日中独居になる1世帯に設置しています。24件の内訳ですが、独居が22件、高齢夫婦が1件、その他が1件ということになります。

なお、参考にですが、平成30年度の緊急通報の件数は13件であります。うち誤操作、いわゆる間違えて通報してしまったというものが12件でした。ですから、実質は1件ということになっております。火災通報も1件ありましたが、これも誤作動によるものですので、実質はゼロ件ということになります。全通報中、コールバックで確認できなかった5件について、委託先の業者が駆けつけ、確認をしているということもあわせて報告申し上げます。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今のお話を聞きましたら、非常に整備も進んでいるということでちょっと安心いたしました。これからこの町ですっと住み続けたい人のためにも、今後とも緊急通報システムについては、継続的にお願いしたいと、そのように思います。

次に、在宅介護についてお伺いいたします。

国も平均寿命の延びを踏まえて、高齢者の生活環境を整備するということで、早急に取り組みをしていかなければならないということをやっていますが、なかなかその形というのは目に見えておりません。お年寄りにとって、日常生活の中で不便を感じていることは新聞に載っていましたが、段差や階段の移動、また、ドアを押したり引いたりすること、ちょっと高い場所の物の出し入れとか、一番困るのは狭い場所での移動、これら

によって、いろいろな条件が整った中でのサポート関係が必要になってくると思います。

2018年、管内の65歳以上の介護保険料、これも新聞に出ていましたが、第7期の基準額が新聞で見ましたら、本町は月額5,700円。平均してちょっと高い位置にあるのかなという記事を見ました。これについては、高齢者人数の増加の推計とか、あとは、必要なサービスの費用関係を見積もって計算されて、町村ごとの3年の平均が載っていましたけれども、本町においてもそんな形で進められていると思います。

最近の在宅における介護度1から5までの方は何人ぐらいいるのか。特に重い4から5の在宅介護の方、この方々の生活状況というのはどのようになっているのか、代表的な形でよろしいですから、その辺についてお願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 要介護認定者数は、本年の3月末現在で、要介護1が46名、2が19名、3が25名、4が17名、5が21名の計128名となっております。このうち在宅は、1が44名、2が10名、3が13名、4が5名、5が9名の計81名となっております。全ての方が介護サービスを受けいているわけではありませんが、ほとんどの方が何らかのサービスを利用しながら在宅生活を送られております。

代表的なところで申し上げますと、訪問介護、訪問入浴、訪問看護等の訪問系サービスが27名、短期入所8名、地域密着型デイサービス23名ということになっています。あわせて、このほかにも福祉用具購入・貸与、住宅改修等の助成も行っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 在宅に関しても、お話を聞いたら、町にとってはちょっと多い感じがいたします。そのようなことでそれぞれに生活環境も改善することから、対応される方も大変だと思いますが、今後とも慎重な対応をお願いしたいと思っております。

次に、認知症についてちょっとお伺いいたします。

今大きな問題となっているのが、高齢者の増加に伴う認知症の増加でございます。最近では、高齢の方に多く、認知症の方もふえ、65歳以上の高齢者のおよそ、これも新聞の記事でございますが、7人に1人が認知症と言われております。また、予備軍も入れましたら、日本では約460万人ぐらいいるということでございます。

そんな中で、認知症の兆候というのは、日付や自分のいる場所がわからないとか、物の名前が出てこないとか、あとは、生活環境の中の鬱病から来ているというような記事が連載されておりました。要因については、まだ医学会でははっきり解明されていないということで、現状的には、高齢の方の運動不足とか鬱状態、あとは、どうしても年をとれば社会的な孤立になってしまいますので、その辺からの可能性があるのではなかろうかという記事を目にしました。

本町でも認知症については、「知って安心認知症」ガイドブック、認知症ケアパスをつくられて、各家庭に配布されております。

そこで、本町には認知症の対応できる施設についてはありますが、在宅の認知症と認定される方は実際どのぐらいいるのか。そして、これも大まかでよろしいです。生活環境は、代表的な形の中でどのようにされているのか。それと、3点目については、認知症の予防対策として、本町はどのように取り組まれているのか、この辺についてちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これは地域全体で、認知症の診断を受けている方がいることは認識しておりますが、認知症の診断を受けても日常生活に支障のない方も多く、いわゆる声かけや見守りで生活が成り立っている方は多くいらっしゃいます。また、このような方の場合、介護認定調査を受けても、多くが非該当になります。

以上の理由から、認知症者の数だけの把握は行っておりませんが、町で介護支援専門員が契約している75名のうち38名に認知症の診断があります。これは、主治医の意見書等からの参考です。診断の有無よりも、生活に支障が出ているかどうかということが重要になってくるのではないのかなど、そのように思っています。

また、認知症予防対策としてですが、認知症対策の施策としては、国が地域支援事業の中に、認知症施策推進事業を位置づけておりまして、認知症の早期診断、早期対応に向けた体制構築を目的とします認知症初期集中支援チームと、相談業務及び認知症予防対応の普及啓発を目的としている認知症地域支援推進員の配置、認知症のケアパスの作成、これを主な事業としています。

当町では、ホットカフェを認知症カフェ、介護予防事業と位置づけて実施しておりまして、エヌピーオー優愛館としらかば苑、地域包括支援センター、居宅介護支援専門員から成る実行委員会で企画、運営を行って、介護や介護予防に関する知識の提供や、介護施設職員、介護支援専門員などに気軽に相談できる場として実施しております。

また、本年度、先ほど議員もおっしゃっていましたが認知症ケアパスを作成しまして、全戸配布により、認知症についての啓蒙啓発を行っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今聞きましたら、この数字についても、それとあと、予防についても、日ごろ頑張られている皆さんに御苦労さまと声をかけていきたいと思えます。

今後は、本町においても一段とふえる傾向にありますので、どうか適切な対応と早急な処理をよろしく願いしてきたいと思えます。

この認知症については、先ほど町長も言われましたように、早目に受診をして、周囲が安心できる環境づくりが一番大事だというふうに言われております。介護や認知症などについては、今後、サービス支援を必要とされる方が本町においてもふえる傾向にあると思えます。

そういう中で、これからは、高齢者の多様なニーズに対応することが求められて、私はデスクワークの中では計算できない非常に重いものがあると思っております。本町におい

ても、一層サービス支援による調査、訪問介護専門員の外勤、これをお願いしまして、これについても、非常に負担のかかる作業かと思われま。

そこで、いつとき、専門員、ケアマネジャーと言われておりますが、退職などを耳にしましたが、地域包括や居宅介護事業において、介護支援専門員の体制というのは充実しているのかどうか、今の本町について。それとまた、現在何人ぐらいで担当されて、1人当たり何人ぐらい受け持っているのか、この辺の現状をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 過去にいろいろ御心配をおかけしたこともあったのは事実でございますが、陸別町の在宅の介護支援専門員が所属しているのは、町直営の陸別町介護支援事業所、1事業所のみで、介護支援専門員は4名在籍しております。うち1名は管理者で、専従ですが、ほか3名は包括支援事業所との兼務となっております。現在4名で、75名と契約して、ケアプランの作成等の業務に当たっているところであります。

それぞれの受け持ち件数ですが、居宅管理者が23名、包括兼務3名のうちの1名が22名、もう1名が19名、残り1名が11名と、そのような受け持ちをしているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 人数の少ない中で担当されているということで、特に、民間においても、行政においても、こういう国家資格者の確保というのは大変難しい現況にありますので、働きやすい環境づくりに努めていただいて、どうしてもそういう形になれば、人の出入りが生じてくるということは、今は仕事ではなくて人間関係によるものと言われております。これは、私もサラリーマンをやっておりますが、非常にその辺は大変難しい形でございますが、どうか一般職、また専門員についても働きやすい環境の中で、余りやめることのないような、幹部の皆さんにもよろしく願いしていきたいと思っております。

次に、健康予防、特定健診についてお伺いいたします。

本町では、健康予防の一環事業として特定健診を実施されております。これはあくまでも国保の方で、40歳から74歳までを対象に健診が実施されております。陸別も国保加入者の70%以上が受診され、これは本当に担当者の日ごろの努力がこの数字になっていることと思われま。管内はもとより道内においても、陸別は本当にトップレベルにありまして、高い評価と、はっきり言いましたら陸別は追われる立場になってきているのかと思われま。

6月5日、新聞の記事に載っておりましたが、鹿追町も特定健診の受診率が60%、地区が集まってのことですが、60%の健診率であったということで、非常に特定健診というのが予防対策として重視されているのかと思われま。

私も利用者の1人として、本当に会社を退職してから健康診断を受けるというのがなかなかなくて、聞いた中でこれを選択したのですが、本当に退職の人にとってはいいシステムだと思われま。ぜひこれからも100%に向けて私は頑張りたいと思われま。

ります。

健康予防の事業として、特定健診、病気の早期発見により、最大の行き先は、私は、医療費の削減につながると、事前予防を徹底することで、私は予防に金をかければ財政削減へと最終的には到着するのではなかろうかと、このように思っております。

頑張っている皆さんには負担がかかりますが、今後は、75歳以上の後期高齢者に対しても、できれば社保の方も引き込むような感じで持って行っていただきたいと、そのように思っておりますが、今後、高齢化に伴って予防対策は力を入れていく必要があるのではなかろうかと思えます。それを含めて、担い手の方もつくりながら、体制づくりの強化をしていくことが大変求められてくると思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 特定健診事業、これは国保や協会けんぽ、そして共済など、全ての医療保険者がそれぞれの責任で取り組まなければならない事業となっております。

陸別町としては、その責任において、国保の被保険者を対象に特定健診事業を行っているものであります。もちろん保健師、栄養士は、全ての町民の健康を守る立場にありますので、国保以外の方々へも随時健康教育や健康相談を実施しているところであります。

今後は、特定健診の取り扱いのほか、国保以外の保険の方々へ、健康管理についても、限られた人員の中で、どこまでできるか工夫をしながら、より充実を図っていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そういうことで、担当者の方は本当に努力されて、大変だと思いますが、どうか体制づくりについても目を向けながら、いい形で進めて行っていただきたいと思えます。

最後の高齢者の取り組みについての質問になりますが、本町の福祉事業組織については、小さいところもありますが、大きく分けて、保健福祉センター、社協を中心に、北勝光生会とか認知症のグループホームを営むエヌピーオーとか、エヌピーオーでは9人の2ユニット、そういう施設、あとは、ふれあい農園とか、いろいろな形で本町の福祉事業が動いております。

本町の福祉事業の福祉の機能ですが、地域包括支援センター及び保健福祉センター、また、社協などを中心に、施設間とか診療所間との連携、これについては、私は欠かせないチームワークの中の一つの本町のスタイルだと。これについては、なかなか一般の方には見えない部分になっております。本町では、資料を見ましたら、平成5年に高齢者サービス調整チームとか見守りネットワーク、いろいろな形の中で設置されております。この組織も含めて、現在の保健福祉センターを中心にした施設間の連携、また、診療所を含めた連携機能、この辺について、大まかではよろしいですが、このシステムがいい形で構築されているかどうか、最後にちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 施設間の連携と、診療所を含めた連携機能ではありますが、地域包括ケアシステムの推進のため、保健福祉センターにおいては、陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会、これを最上位会議としながら、さまざまな会議の開催や研修及び研修協力を行っているところでもあります。その中でもベースとなる会議が高齢者サービス調整会議であります。構成員は、診療所の医師2名、看護師、陸別薬局薬剤師、エヌピーオー優愛館の職員、しらかば苑職員、デイサービス職員、ホームヘルプセンターりくべつ職員、足寄国保病院理学療法士、陸別町居宅介護支援事業所職員、地域包括支援センター職員、保健福祉センター職員などというふうになっております。

陸別町の保健・医療・福祉に関する課題、また、必要とするサービスの検討と情報共有を図るため、さまざまな職種で構成される高齢者サービス調整会議を、地域包括支援センターが中心となって毎月定例で会議を行っておりまして、この会議では、毎回事例を取り上げ、その内容、成果、課題を協議・検討し、出席者のみでなく各所属に持ち帰って、それぞれでさらに協議・検討と情報共有を図ってもらうこととしております。結果として、それがそれぞれのサービスの質の向上につながり、町全体の質の向上につながるものと、そのように考えております。

また、この会議で出させた課題や意見が、上位に位置づけられる地域包括ケアシステム推進会議などで協議され、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画などへ反映されていくものであると、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 町長もお話しされたように、福祉についての心臓部というのがゆがんでいたら町民の安心した生活が送れませんので、福祉については、非常に担当される方も大変ですが、奥深い環境なので、安心して暮らせるまちづくりのために、また、日ごろ骨を折っていただいていますけれども、ますます頑張ってください、安心なまちづくりをしていただきたいと思います。

さて次に、ごみ分別について数点質問いたします。

皆さんも御存じのとおり、池北3町で平成14年12月よりスタートした銀河クリーンセンターのごみ処理が平成31年3月、ことし3月をもって埋め立てごみ処理場の容量満了につきまして、終わりました。

そんな中で、今年度4月より十勝複合事務組合の、帯広にあるくりりんセンターへの持ち込みということで、今までのごみ分別に、見ましたら大きく分別方法が変わりました。これは皆さんも御存じのとおりでございます。

これにより、町民課の皆さんは大変御苦労されましたが、町民説明会とか、あとは、本当に希望のある町内会は説明会をしてあげますということで、いろいろな角度の中で担当部署の方は苦労されて、夜遅くまで本当に御苦労さまでございます。

そんな中、スタートしたごみ分別でございますが、現状はどのように進んでいるか、その辺お聞きします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ごみ分別の現状についてであります。新しいごみ分別の方法につきましては、事前のみならず4月以降も含め、いろいろな機会に説明を行ってまいりましたが、4月1日のスタートからしばらくの間は、多くの皆さんの中に戸惑いがあったものと、そのように思います。説明の内容も限られた時間内での説明となりましたし、具体例につきましても限られたものでの説明であって、いざ実践となると迷いが生じた方がいらっしまったというふう担当から聞いております。

また、町民の皆さんには、これまでの分別方法を平成14年12月から15年余りにわたり御協力いただけてまいりましたので、その分別が見に染みついてきたということもあり、私どもの勝手な想像ですけれども、感覚としてなかなか切りかえにくかったこともあったのかなと、そのように思っているところであります。

また、3月から4月にかけて、粗大ごみ、資源ごみが大量に出されたことによりまして、収集、仕分け作業等に負担が増大したことがありました。資源ごみに関しましては、以前使われていた半透明の袋が収集されなくなったといったことの間い合わせが多くありました。現在は、委託業者に対して、中身が判別できる場合は収集するように指示をしております。

資源ごみのうちの有価物を扱っていた古物商につきまして、急遽2月からはごみ収集運搬を行っている事業者が担うことになりまして、全体の作業環境が軌道に乗せるべく努力をしているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 何の事業でもスタートするというのは本当に大変で、担当部署については、本当にいろいろな形で御苦労されていることと思います。これからもいろいろな形の中で注視していかなければならない問題だと思っております。

そういう中で、ごみの問題については、生活をするには必ずついて回ることですのでございまして、衛生面でも生活環境を守っていかなければならないと、このように思っております。

現在、ごみ袋も色分けされて、黄色い袋については燃えるごみ、また、緑の袋については燃やせないごみ、あとは透明の袋、資源ごみ、いろいろな形で本当になれるまで大変な問題でございまして、今お話の中にありましたように、白い半透明の袋と透明の袋とを徹底していただいたということで、これもまた一つのいい形の処理かなと思っております。多分、私どももそうですが、特に高齢者にとっては大変、今一番プレッシャーのかかっている課題かと、このように思っております。

それで、3カ月ぐらいたちました。そういうことで、ごみの回収率、その場所場所によっていろいろな違いはあります。これについては、本来であれば委託業者からの情報の中でお話ししてもらえればいいのですが、大まかでもよろしいです。今の現況のごみの回収率、最近はどのような状況にあるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 委託業者が収集しなかったごみの割合でございしますが、4月の前半は約20%ありました。それが現在数%でありまして、着実に減少してきていると思っております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そのような形で、数字を見たら、いい方向に向かって、理解度も出てきているというふうに理解いたします。

今現在、どこの町内に住んでいる住民の皆さんにとっても、収集日終了後は、自分のごみが置いていかれないかどうかという確認のあれが結構あるのではなかろうかというふうに思っております。

今度は問い合わせ関係の現状についてお伺いいたしますが、ちらっと私、確認いたしましたら、問い合わせ状況についてでございますが、足寄町は、スタート時、4月は1日平均10本以上問い合わせの連絡が来ているということでございます。そして、5月現在の状況をお聞きましたら、数が減って1日3から5ぐらい。隣の本別町では、同じく4月のスタートについては10本以上の連絡が来ていたと。そして、最近では、足寄町と同じで、5月については二、三件、だんだん減ってきたというお話を聞いております。私も陸別町の数字を見たら、いい形で進んでいると思っております。

そんな中、本町においても、4月、5月、本当に分別がわからなくて、どうしたらいいのかという連絡が窓口には必ず来ているのではなかろうかと思いますが、スタート時の4月、そして5月については、窓口にどのぐらいの問い合わせ件数が来ていたのか、その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 窓口における問い合わせの現状なのですが、2カ月半ぐらいたとうとしていると思うのですが、延べで10数名いらっしゃいました。これは同じ方もいらっしゃいました。また、電話による問い合わせ、4月は1日20件程度、5月は1日、半分、10件程度です。現在は1日数件程度ということになっております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） いい形で進んでいるというのは了解いたしました。

この分別についても、今までのやり方が本当に頭に入っていて、私たちもそうですが、なかなか切りかえができないというのが現状でございまして、一般的に、こういうごみについて、戻されたら困るという意識が強くなりましたら、当然ごみをため込んでしまう。それによって、ため込んで、わからなくなったら燃やしてしまうとか、埋めてしまおうとか、そして、わからなくなったら投げてしまおうと。最終的には不法投棄の関係に行ってしまうような心境になるのではなかろうかと思っております。

今回の分別方法は、私自身考えたら、本当に理解すれば、今までよりも合理的で本当に楽になっているのですが、多分に今、住民の皆さん、お年寄りが悩まれているのは、プラ

スチック容器とかプラスチック製品の判別関係が一番ネックなのかなと私なりに思っております。

問い合わせる方というのは、理解を求める方であって、問題は、わからなくて放置する、これが一番ネックではなかろうかと、このように思っております。これについては、結構年齢問わず、分別に不安を持っている方、これは現実的にたくさんいらっしゃると思います。そういう中で、特に高齢者の方にとっては、完璧に遂行することの難しさ、これをクリアするということが大きな壁になって、多分ごみの分別の難しさを言っているのかなと思います。

今後は、私は、解決するには、数値的には数少ないかもしれないけれども、その数少ない数値が一番問題があるというふうに私は思います。そういう中で、これからは町内会の応援をいただいたり、委託業者とのコミュニケーションを図りながら進めていくことが一番重要ではなかろうかというふうに思っております。

それで、これは私の勝手な意見でございますが、できれば行政の中でごみ分別担当チームをつくって、各町内ごとに担当者を決めて、そして町内会を通して、ごみ分別による相談やコミュニケーションを図るなどして、町内会にお願いすれば、町内会の人というのは意外と身近な人であって、結構信頼があるから、いろいろそういうことについても心を開く、そういう環境にあるのではなかろうかということで、改善に向けて少しでもプレッシャーを取り除いてやる、ごみの正しい分別を周知していくことが私は大切ではなかろうかと思っております。

これについては、いろいろな角度からの指導的な方法があると思いますが、これから先、本当に懸念されるのは、燃やしたりとか埋めたりとか、最後には不法投棄といったような方向に走りかねません。そこで、今後、本町としてどのような取り組みをしていくのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私の執行方針でも述べさせていただきましたが、今後も町民の皆様方の要望に応じまして、より丁寧な説明に努めてまいりたいと、そのように思っております。

特に、議員もおっしゃっておられます高齢者の皆様、分別に大変御苦労されているという話も聞いております。話によりますと社協でも分別の事業をしているそうなのですが、認知症の方の自宅に行くと、物がなくなったとか、そういう話も出たりして、なかなかいろいろな問題があると、そういう話も伺っています。これから町民課と保健福祉センターで、こういった情報を共有して、いろいろな対策を検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当に大変ですけども、将来は、本町において、清潔感があって、安心して住めるまちづくり、これを続けていっていただきたいと思っております。これにつ

いては、福祉についても、いろいろな身近なごみの問題につきましても、いずれにしても、これからは町内会の組織において、それは大きな役割だと思っていますので、今後とも町内会を通じて、いろいろな形で御利用と言ったおかしいけれども、そういうふうにしていったらいいのかなと思います。そういうことで、私もいろいろな形で聞きましたので、これから大変だと思いますが、どうかひとつよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員お話のとおり、町内会を通じてということも含めまして、いろいろ調査・研究していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、通告に従いまして、きょうは、圏域・広域行政及び簡易水道事業の将来展望につきまして町長にお伺いします。

きょうは、改選後最初の一般質問ということになります。町長には4年間おつき合いのほどよろしく願い申し上げます。

それでは、最初に、圏域・広域行政についてお伺いします。

当町は、平成27年に、人口の現状と将来展望を提示する人口ビジョン及び5カ年間の目標や施策の基本的方向をまとめた地方版総合戦略を策定し、人口減少の抑制と活力ある地域社会の創生に向けて、地域資源を生かした取り組みを進めておりますが、人口ビジョンにおける将来展望を実現するためには、地方版総合戦略に基づく施策を効果的に推進することはもちろんのことですが、これまで以上に関係市町村間の連携を強化し、経済の活性化や魅力あふれる圏域の形成に資する取り組みを進める必要があることは理解しているところであります。

まず、定住自立圏構想そのものについて考えてみたいと思いますが、これは、圏域の中心的な役割を担う中心市と近隣市町村がそれぞれの魅力を生かしながら相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みを目的とするものでありますから、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的とする地方創生推進事業とは同源にある、根っこが同じということになります。そういうことで、その先には、国が地方財政の効率化を狙い、合併特例債などの優遇措置を掲げて市町村の再編を推進した平成の大合併の再燃があるものと私は思っております。

地方版総合戦略は、今年度までの5カ年間を計画期間にしておりますが、来年度以降も、まち・ひと・しごと創生法に基づく人口減少対策や、地方経済再生の取り組みが続けられ、その基本的な考え方は、広域連携による定住自立圏の構築ということになるものと思っております。

元号は、平成から令和に変わりましたが、平成の30年間、自治体は町の生き残り議論にさらされ続けました。また、大合併から10年余り、住民が町の将来になお不安を抱く中、国は地方創生の名のもとに、圏域という次の一手を繰り出してきたものと思っております。

総務省の有識者研究会が、昨年7月に示した提言では、複数の市町村で構成する圏域を行政主体として法制化することで、圏域単位でまちづくりを進めるように求めるものがあります。圏域の中心市に政策決定権を集中させ、旧来の市町村には窓口業務しか残らなくなるというもので、これは平成の大合併の際の首相の諮問機関である地方制度調査会の試案に沿うものと思っております。

人口減少が進む地域の住民サービスを維持するための新たな広域連携として、複数の市町村でつくる圏域が行政を運営する構想を、政府は地方制度調査会の主要テーマに掲げて、来年の夏までに一定の結論をまとめる方針を示しております。

まず、お聞きしますが、昨年11月からことし1月にかけて、全国1,788の都道府県及び市区町村に対して、圏域構想への賛否を共同通信社が調査しておりますが、当町はどのように回答したのか、お伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 圏域が行政を運営する構想についてのアンケート調査でございますが、共同通信社が昨年の11月からことしの1月に実施したものであります。これは全国1,788自治体に対しまして、99%の1,768自治体が回答しております。この構想は、昨年7月、総務省の有識者研究会が、2040年ころの深刻な人口減少を見据えて提言をし、圏域への法的権限や財源の付与を求めたものであります。

政府は、第32次地方制度調査会の主要テーマとして、来年夏までに一定の結論をまとめる方針です。このアンケートの調査結果ですが、反対が9%、どちらかと言えば反対が25%、計34%、賛成が4%、どちらかと言えば賛成が26%、計30%、その他が34%。三つそれぞれ大体均一な数字かなと思います。

なお、陸別町は、その最後のその他で回答しております。人口減少が進み、地域の住民サービスを維持するために、新たな広域連携として、複数の市町村でつくる圏域が行政を運営する構想に対して、市町村の人材不足を補うため、連携強化による行政の効率化には期待している面もあります。しかしながら一方で、市町村の独自性が維持できない懸念のほか、国主導で議論が進むことへの警戒感があるということも事実であります。陸別町としては、政府制度の詳細等が固まっていないため、賛否の判断ができておりません。今後、国の情報収集と近隣町村との連絡を密にして、対応していきたいと、そのように考え

ております。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） お伺いしております圏域構想、今、町長が詳しく説明していただきましたように、およそ20年後の深刻な人口減少を見据えて提言したもので、圏域への法的権限、それから、これもお話しされたように、財源の付与、これが入ってということでもあります。

新たな自治体行政の基本的な考え方として、そのころには、労働力、特に若年の労働力が絶対的に不足するため、スマートな自治体への転換として、従来の半分の職員で自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要になると、そのようにしております。

その一つといたしまして、当町が今取り組もうとしております公共と民間相互間の協力関係を構築するプラットフォーム事業への転換や圏域単位での行政を標準化し、戦略的に圏域内の都市機能を守る必要があるとしております。この圏域単位での行政を標準化するというところが大変私は危惧しているところであります。しかし、この考え方は、国が現在押し進めている地方創生に少なからず矛盾が生ずるのではないかと考えております。

全国津々浦々で地方創生推進事業に取り組んでいるわけではありますが、一方では、スマートな自治体への転換を求めています。広域連携事業を採択の最優先に置いております現在の地方創生推進交付金事業を見ますと、その政策の整合性をとろうとしているのかもしれないかもしれませんが、いずれにしても行政の効率化のみを優先にした考え方にほかならないわけでありまして、公共施設等総合管理計画、それから、この後に質問させていただきます水道事業の将来展望につきましても、この延長線上のものと考えております。市町村の枠組みを越えた広域連携は、既にさまざまな形で実施されております。

例えば定住自立圏構想は、昨年4月現在で、全国に121圏域、また、これはさきの議会定例会における一般質問でも触れておりますが、連携中枢都市圏が28圏域組織されていて、いずれも緩やかな連携で広域観光ルートの開拓などを進めております。これに対して政府は推し進めようとしているのは、圏域を行政単位に位置づけようとするもので、この議論の先には、先ほど申し上げましたが、小規模な市町村の統廃合が意図されているものと考えなければならないと思っております。

きょうの質問の趣旨は、さきの議会定例会でも申し上げましたが、人口は減っても住民の満足度を高めるにはどうすればいいのかということでもありますから、その目的を達成するための手段として、圏域・広域行政であったり、合併であっても、それを否定するものではありませんが、少なくとも平成の大合併についてはいろいろ検証されておりますが、多くの自治体が肯定的には捉えていないと思います。

合併に伴う国の財政支援を当て込んでインフラの整備が進められましたが、その恩恵は限定的なものになっていると言われております。国は、人口減少と高齢化に伴って、ふるさと行政の限界を提唱しておりますが、これは、私どもにすれば、改めて言われるまでもなく、過去、相当以前からその対応に苦悩してきたものであります。税収の減少と老朽化

した公共施設やインフラ資産の増加による町財政の逼迫、高齢化の進展に伴う介護従事者の不足、集落機能を維持できなくなる山間地の現出、空き家の急増による町なかの空洞化など、効率を最優先に考える現代社会においては、町単位でフルセットの行政を続けていくのが困難になることを誰しもが認識しているところであります。

国は、定住自立圏、さらには、連携中枢都市圏、いずれの構想も自治体間の利害調整が難しいことなどから、圏域として行政を進める法律上の枠組みを設けるとした上で、連携を促すルールづくりや財政支援、あるいは連携しない場合のリスクを瑕疵化するなどの手だてが不可欠としております。

平成11年に始まった平成の大合併も、人口減少や少子化といった社会情勢の変化、そして地方自治体の基盤強化が目的でありました。合併特例債の発行などといった財政優遇措置のもと、事実上は国主導で進められてきたわけであります。この平成の大合併については、住民からは、中心地だけがよくなり、周辺部はかえって過疎化が進んだという声が多く聞かれるということでありますし、職員の再配置や公共施設の統廃合など行政の効率化が進んだ一方で、行政機関と住民との距離は遠くなり、住民の声が届きづらくなったという批判が根強いと言われております。

きょうは、一つの例として、十勝定住自立圏構想の取り組みについて考えてみたいと思いますが、その形成につきましては、平成21年に管内全市町村で定住自立圏構想の調査・研究を進め、十勝全体での連携を目指すことを全市町村で確認したことから、翌22年12月、帯広市が圏域における中心的な役割を担う中心市宣言を行い、平成23年2月には、十勝圏における定住自立圏構想の推進組織を設置し、具体的な協議を進め、同年6月には定住自立圏の形成に関する協定書を各市町村議会へ提案し、その議決を経て帯広市と18町村間で協定を締結して今日に至っております。

圏域の将来像や具体的な取り組み内容を記載した十勝定住自立圏共生ビジョンを中心市である帯広市が策定しており、現計画の計画期間は平成28年から今年度までの4年間で、毎年度所要の見直しを行っております。この圏域の概況を見てもみると、人口の減少は、道内の他の圏域に比べて最も低い割合ではありますが、一貫して減り続けているとともに、帯広市及び音更町、芽室町、幕別町の隣接3町の人口が十勝管内全体の4分の3を占める状況になっております。

そもそもこの圏域行政の構想は、まさに平成の大合併が取り進められていたさなかの平成14年に国が示した広域行政圏計画策定要綱によりますと、地域間の交流を効果的に進める観点から、自主的な市町村合併を積極的に推進することを趣旨としているわけであります。国は、合併統合によって行政の効率化を意図しているのに対して、私どもが期待するのは、行政の役割分担による共存共栄になるということになると思います。しかし、この要綱には、基本計画に関する事項として、計画に基づく施策の実績を積み重ねることにより、結果的に圏域の一体感がさらに醸成されている場合には、必要に応じ圏域全体または圏域内の一部の区域を基礎とした市町村合併について検討すると、このようにしている

わけであります。

お聞きしますが、十勝定住自立圏共生ビジョンを見ますと、生活機能の強化に係る政策分野、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野及び圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の三つの分野において、あわせて24の具体的な取り組みが掲げられているわけですが、それらがどのような役割分担で、当町にどのような効果がもたらされているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 十勝定住自立圏形成協定、これは、中心地宣言を行った中心市と周辺にある町村が1対1で締結することになっています。帯広が中心市宣言後、これは平成22年12月15日ですが、十勝19市町村では、オール十勝での定住自立圏の形成を目指して協議を進め、平成23年7月7日に合同調印式を開催し、帯広市と陸別町を含む各町村とがそれぞれ協定を締結し、十勝定住自立圏が形成されました。

十勝定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏の将来像、また、協定に基づいて推進する具体的な取り組みを記載するもので、中心市、これは帯広市が策定します。ビジョンの期間はおおむね5年間としまして、毎年必要な変更を行います。平成23年度からを第1期目、平成28年3月から第2期目で、現在は第2期目ということになります。

定住自立圏形成協定の連携取り組み項目ですが、分類別では11分類、取り組みの項目が、議員おっしゃるように24項目となっております。共生ビジョンの策定は、民間や地域の関係者を構成員として、帯広市が開催する協議懇談の場、これは、共生ビジョン懇談会と言っています。これにおける検討を得る必要から、圏域全体を対象とすることから、町村の意見を反映させるため、懇談会の委員には、各町村から1名ずつ選任することとなっております。懇談会の委員は29人で任期は2年、会議は年二、三回の開催としております。帯広市は、分類ごとに原則1名、町村は原則1名ということになっています。町村の分野の割り振りはブロック単位を基本としております。陸別は東北ブロックということで、地域公共交通の分野に属しているところであります。

なお、陸別における効果は、財政面では、1,500万円の特別交付税措置があります。分類別では、例えば人材育成では、職員研修の合同実施及び圏域内人事交流などがあります。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 役割分担として、オール十勝という言葉が今答弁されたわけでありまして、肯定的に捉えれば、すばらしい言葉であるのですが、市町村の役割分担を考えると、町の機能を分担するというのは私は生き残るための一つのすべだと、そのように考えております。圏域・広域の行政を取り進める場合、これを構成するそれぞれの市町村が、町の機能を分担することが不可欠、そうでなければ、中心市とその隣接地以外は衰退の道をたどるのが必然の姿になると、そのように思っております。

平成の大合併の際は、任意の協議会で終結しましたが、当町も足寄町及び本別町との協議においては、これは私の私見でもありましたが、当時、当町は福祉関連サービスが3町の中では最も整備されていると思っておりましたので、その分野は当町が担うことを合併の条件にするべきと思っておりました。圏域・広域行政の枠組みを人口が多いか少ないかで決めていくことになれば、当町の存立するすべはなくなると、そのように私は思っております。

私たちが生きていく上では、何をさておいても生活機能の強化に係る政策分野を考えなければならぬわけでありまして、当町の現状では、中でも地域医療体制の充実ということになると思います。医療機関数が十勝管内全体の約7割、医療従事者数は約8割が、この帯広市及びその近郊に集中している状況下で、圏域内の1次、2次の医療機関の負担軽減をより確かなものにするには、医師・医療機関連携システムの構築など、地域医療のネットワーク化を推進することが必要と考えます。

十勝圏地域医療再生計画では、圏域内での各医療機関を結ぶ画像検査・診断情報等の共有体制を構築することなどにより、高度専門医療の機能強化を図る必要があるとしておりますが、その取り組みがどの程度進捗しているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在のところ、十勝医師会で構築しておりますTOMAネットが運用しているシステムと帯広市の医師会が運営する十勝メディカルネットワーク、はれ晴れネットの大きく二つと、個別の医療機関で構築するものがあると認識しております。陸別町は、TOMAネットに参加していますが、システムは利用しておりません。

今申し上げましたシステムは、それぞれ運営されています。また、個々の医療機関での連携は、あくまで当該医療機関同士の連携であって、横の連携はありませんので、圏域内の共有体制とはなっていない状態です。いずれの場合も専用端末の設置と通信回線料、そして通信料など、設備投資、運営費、セキュリティーの対策が発生する割に、その使用数はごく限られております。

タイムリーに、昨日の勝毎に出ていた管内40%、医療機関、帯広市内と、しかも60%は利用していないと、そんな記事が載っておりましたが、現在、患者さんにはCDを紹介状とともに持参して専門医療機関等を受診してもらっておりますが、全く不都合は発生しておりません。

取り組みの進捗状況という御質問であります。現在のところ、今申し述べたとおりでございますので、進んでいないというのが現状であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほど連携ネットワーク化のことをお伺いいたしましたが、一方で、第2次医療圏21圏域の中の十勝医療圏の入院患者の受療動向を見ますと、平成26年度の数值ではあります。圏域内自給率が96.5%と、全道平均90%に比べて高い状況にあります。これは、十勝医療圏の診療体制が質、量ともに比較的整理されているこ

とを示しているわけでありませう。しかし、北網医療圏に0.5%流出しているということでもありますが、その多くは当町の関係者ではないかと思っております。

十勝圏の医療体制は、第3次医療圏の地方センター病院であるJA北海道厚生連帯広厚生病院、それから第2次医療圏の中核医療機関としての役割を担う北海道社会事業協会帯広病院、それから国立病院機構帯広病院などのほかに、北斗病院、帯広第一病院などの民間医療機関や自治体病院で構成されております。JA北海道厚生連帯広厚生病院は、十勝圏唯一の救命救急センターとして、十勝圏全体の3次救急医療のみならず、2次救急医療における病院郡輪番制の中心的な役割を担っております。

この十勝定住自立圏共生ビジョンにおける取り組み項目とされている地域医療体制の充実、そして救急医療体制等の確保において、現在、オホーツク管内の北見市を中心とする1市4町が定住自立圏構想に取り組もうとしておりますが、先ほど申し上げました第2次医療圏である北網医療圏の医療機関を受診している方が相当数おられる中で、この圏域構想が、その医療圏の中核医療機関との関係に影響は生じないのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 十勝定住自立圏の地域医療体制の確保、充実に係る取り組み概要としましては、まず、救命救急センター等の維持・充実として、重症救急患者や複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対する救急医療を提供する救命救急センターなどの維持・充実に必要な協力や支援を行うとして、公的医療機関への助成に関する交付税措置の制度を活用した帯広厚生病院への救命救急センター及び小児医療、小児救急医療、周産期医療の不採算部門等への運営費補助を行っています。

また、圏域外の看護師を確保するため、帯広高等看護学院の広域連携による運営を維持するとともに、必要な協力を行うなどとしているところであります。

議員のおっしゃるとおり、本町の住民の医療機関利用の比率は、北網圏、特に北見市ですが、非常に多く、御質問の第2次医療圏としての捉えの中では、救急搬送の大半が北見市内の医療機関であります。この北網圏の定住自立圏構想の動きが当町との関係に影響が生じないかと、その御質問については、定住自立圏構想は、圏域内の連携強化、また、内容充実を目的としているものであります。圏域外を排除しようとするものではありませんし、北網圏に限らず、どの医療機関も受診拡大を目指しているところでありますので、北網圏の定住自立圏構想の進捗が当町に影響を与えることはないであろうと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁を要約いたしますと、圏域内の中心市である帯広市を中心とした圏域内での連携を充実させていくとともに、隣接する圏域になるであろう北網圏についても排除はされないだろうと、そのような答弁であったと思っております。ただ、現状は確かにそのとおりでございます。ただ、先ほど言いましたように、広域連携、国はいずれ私は行政単位するだろうと思っておりますので、決して油断できる話では

ないだろうとっております。

先ほど陸別町の医療の受療状況をお話ししましたが、厚生労働省が作成しております医療計画作成支援データブック、平成26年度の受療実績であります。陸別町の入院自給率は11.9%、残る88.1%の患者が町外に流出していると。これは当然診療所でありますから、こういう結果が出るのだらうと思っております。そのうちの圏域内の中心市である帯広市の医療機関を受療している方が16.4%であるのに対して、北網医療圏の医療機関は64.8%になっているということで、医療に関しては圧倒的に北網圏に依存しているのが実態であります。

国がもくろむように、圏域の中心市に政策決定権を集中させることになった場合、現行の共生ビジョンを見てもわかるように、当然医療もそれに含まれるわけでありますから、当町のように受療環境が圏域をまたぐことになると、少なからず影響が生ずることになると思います。

全国健康保険協会北海道支部、これは平成27年7月に、レセプトによる協会けんぽ北海道支部加入者に係る入院、受療動向について分析結果を公表しておりますので、読み上げさせていただきます。

協会分析では、十勝医療圏の圏域内自給率は91.5%となっており、同分析同様に高い自給率になっています。また、2次医療圏間の入院患者の流入はほぼ見られず、十勝医療圏は自己完結している2次医療圏となっています。ただし、居住地市町村別に見ると、ほとんどの市町村において、協会加入者は帯広市で入院しているという結果が出ましたが、陸別町のみ、圏域内自給率が47.1%にとどまり、十勝医療圏の中心である帯広市への流出率よりも隣接する北網医療圏の中心である北見市への流出率のほうが圧倒的に高くなっています。なお、陸別町の流出率については、同分析でも、帯広市への流出率よりも北見市への流出率のほうが高いという結果が出ています。もちろん十勝医療圏は、全国最大の医療圏であり、その広域性から他医療圏との連携は難しいものと考えられますが、陸別町は北網医療圏とのつながりが深いことを念頭に置いた上で議論を進めることが必要であると思料するものでありますと書いてあります。

まさしく書いてあるとおりで、今後、広域による行政単位化が進められた場合、やはり念頭に置いた施策を考えていかなければならないだろうと私は思っております。

協定に基づき推進する具体的な取り組みにつきましては、お伺いしてまいりました医療のほかにも、福祉、教育、産業振興、また、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、地域公共交通、地産地消の推進、移住交流の促進、さらには、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材育成、データ分析に関するものがあるわけでありませう。

先ほど、これらが当町に及ぼす効果について伺いましたが、町長もお話ししていただきましたが、国は中心市に年間8,500万円、これは帯広市が8,500万円もらっているわけでありませう。周辺市町村には1,500万円の特別交付税を配分するとともに、起債につ

いても優遇する施策をとっております。これが定住自立圏共生ビジョンを策定し、それに基づく協定を締結する目的の一つになっているのかもしれませんが、国は着々とそれを既成事実として、新たな概念の圏域・広域行政を推し進めてくるものと思っております。国の大きな動きに抵抗することは難しいものと考えますが、いずれの場合であっても、受け身の態勢でその協議に加わるのであれば、強いもの、大きなものにのみ込まれてしまいます。

野尻町政2期目のスタートに当たり、行政の執行体制も新たになったわけでありまして、大きな期待を持っております。圏域のイニシアチブがとれるよう頑張っていたきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

簡易水道事業の将来展望についてであります。

これまでも質問させていただいておりますが、当町は一昨年3月に、平成29年度からの10カ年を計画期間とする陸別町公共施設等総合管理計画を策定しております。行政需要に応じて、公共施設や道路、橋梁、水道施設等を整備してきておりますが、当町の直近の総人口は、昭和30年代のピーク時に比べて約3割程度にまで減少しております。それは、今後も少子高齢化の進行などの社会構造の変化に伴って続くものと予測されており、その対応として、公共施設等をどのような形で維持していくべきかを検討したものであります。

折しも厚生労働省は、自治体などが運営する水道事業者に、3年から5年ごとに水道料金の検証と見直しを求める方針を定めたということでありまして。人口減少による収入減と老朽化した水道管の更新費用の工面が全国的に深刻な課題になっており、安全な水を提供し続けるための財源の確保が必要で、このたびの料金見直しのルール化によって、値上げの動きが広がる懸念が持たれております。日々の生活を送る上で欠かせない水道水について、十勝総合振興局がまとめた2016年度の管内市町村の水道料金調査によりますと、1カ月に20トンを使う4人家族のモデルでは、最も高いのは大樹町の5,271円で、最も安いのは鹿追町の2,908円ということでありまして。当町は4,292円で、中間くらいに位置しますが、そもそも水道料金はどのような算定基準に基づいて決められているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員のおっしゃるとおり、国の経営戦略策定ガイドライン、この中で策定された経営戦略については、3年から5年ごとに成果の検証、評価を行い、より質の高い経営戦略にすることと示されておまして、見直しに際しましては、投資計画や財政計画の検討を通じて、改めて料金改定の必要性を検討することが求められております。

水道料金については、水道法の第14条第2項1号におきまして、機能的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正妥当なものであることと示されております。

本町の水道料金につきましては、簡易水道事業の経営状況を検証し、財政及び水道使用料のシミュレーションの中で、料金収入を有収水量で除算した供給単価や維持管理費、資本費から成る総費用を有収水量で除算した給水原価等を試算し、そのときの経済状況等を踏まえながら料金について比較検証を行い、水道下水道審議会に諮問して決定してきております。

参考までに、これまでの水道料金改定の経過につきまして、簡単に御紹介いたしますと、平成17年4月に、それまでの水道料金から10%の引き上げをさせていただきました。その後、平成26年4月に消費税率5%から8%の引き上げに伴いまして、増税分の改定を行い、現在の料金となっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今、御答弁ありましたように、各市町村の水道事業は、3年から5年単位で運営経費の総額を試算して、赤字にならないよう料金を決めているということですが、どの自治体とも経費の約7割は職員の人件費のほか、配管や浄化施設の維持管理、更新のための固定費で、これが基本料金に当たり、さらには使った量に応じて支払う従量料金とに分けて徴収されているということでもあります。この基本料金と従量料金の比率は各自治体が変わられるため、自治体間の格差が生ずる要因の一つになっていると言われております。

一般的には、料金は、水道管の更新の進捗によって大きく変動すると言われており、耐用年数を超えた水道管の割合が低ければ、設備の更新が進んでいて、料金は高くなりますが、次世代に負担を繰り返さないようにしていると、そのように理解できるわけではありません。

簡易水道事業を地方公営企業法の非適用事業として運営しておりますが、公営企業の経営比較分析表に準じて検証した場合、給水人口、水需要の予測及び料金収入、さらには施設・設備の更新見通しなどをどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、給水人口につきましては、年々減少傾向にあり、今後も同様に推移するものと考えております。

水需要の予測と料金収入についてですが、まず、水道料金の用途別に過去5年間について検証してみますと、営業用、団体用、浴場用については、水量、料金ともに大きな変動はありませんでしたが、一般用については、水量、料金がともに大きく減少しております、給水人口の減少が要因と考えられます。

また、事業用につきましては、水量、料金ともに増加しており、このことは、大規模農家がふえたことが要因と、そのように考えられます。

次に、用途をあわせた全体で見ても、平成29年度までは水量、料金ともに小幅ながらも増加傾向にありましたが、平成30年度はともに減少に転じました。一般用の減少が影響したと考えられます。

したがいまして、今後は、水需要の予測と料金収入についても、給水人口同様に減少傾向になると、そのように考えております。

施設・設備の更新見通しについてであります。今年度で陸別浄水場の機器更新は完了いたしますが、管路を含め水道施設の老朽化は今後の課題となっております。

近年の水道事業を取り巻く状況としましては、ことし10月から施行される水道法の改正によりまして、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、官民連携の推進等が示され、国からは、令和2年度までに経営戦略の策定について要請されているところであります。

さらに、人口3万人未満の簡易水道事業者に対しましては、令和5年度までに公営企業会計への移行を行うこととされており、これらのことも見据えながら、施設・設備の更新について検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今後の見通しとして、管の老朽化が一番の課題になっているということで、先ほど申し上げましたように、耐用年数の過ぎた管の割合が少なければ高いけれども、将来に負担を残さない。その逆のパターンが懸念されるわけでありまして。

陸別町公共施設等総合管理計画によるインフラ資産としての上水道に係る数値を拾ってみますと、導水管が4,598メートル、送水管が1万5,263メートル、配水管が6万2,245メートル、計8万2,106メートルで、更新費用の試算では、40年で更新するとして、営農用水等を含めてであります。40年間累計で145.1億円、単年度平均では3.6億円ということでありまして。過去5年間の既往整備実績、これは2.1億円でありますから、その1.71倍になることが見込まれるということでありまして。

この計画では、独立採算を原則としておりますので、今年度の簡易水道事業特別会計を見ますと、一般会計からの繰入金は1億1,014万4,000円で、うち建設改良費分5,817万4,000円を除く5,197万円が財政対策分として繰り入れられており、前年度予算においても、財政対策分として5,266万円が予算化されておりました。

利用される方からの水道料金収入だけでは水道事業を維持できないため、不足分を一般会計から繰り入れて補っているのが現状であります。

地方交付税措置を受け続けるための国の基準がどのようなものなのか、また、給水に係る費用がどの程度料金収入で賄えているのかを示す料金回収率が他の自治体と比較してどのレベルにあるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地方交付税措置につきましては、一般会計から簡易水道事業特別会計へ繰り出された一部を地方交付税等において考慮するとされております。

地方公営企業への繰出金については、簡易水道の建設改良に要する経費、簡易水道の高料金対策に要する経費、簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費、簡易水道の事業統合推進に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費、経営戦略の策定等に要する経費とされており、例えば簡易水道の高料金対策に要する経費の繰り出しの基準は、前々

年度における有収水量1立方メートル当たりの資本費が153円以上、供給単価が176円以上の事業のうち、前年度末時点で経営戦略を策定している事業とすると示されておりまして、このほかの各経費についてもそれぞれに繰り出し基準が示されております。

料金回収率につきましては、平成29年度で見ますと、類似団体の平均値が58.52%だったのに対しまして、陸別町は39.72%と大きく下回っております。料金収入で給水に係る費用の半分も賄えていないと、そういう状況にあります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま料金回収率についての答弁がありました。全体の平均は58点数%という中で、陸別町は39%余りということで、大変厳しい状況にあることは理解できるところであります。

陸別は小規模ですから、簡易水道事業であります。これは、一定の人口を超えた通常の水道事業であります。104.5%という数字も全国的には出ているわけでありまして、人口が少なく居住面積が広いということがどれだけ大変なことかというのはいずれもわかるわけでありまして。

計画的な設備投資と健全な水道事業の維持的運営の両立において、国は事業の広域化や民営化などに財政支援を拡充して後押しする方針を示してくることを見据えなければならぬものと思っております。

地方公営企業の抜本的な改革等の取り組み状況に関する調査、これは毎年行われていると思いますが、その内容を見ますと、指定管理者制度等の民間活用や広域化等への取り組みが含まれております。この調査に対して当町はどのように回答しているのか、お伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地方公営企業の抜本的な改革等の取り組み状況に関する調査につきましては、ことしの5月に十勝総合振興局より照会がありました。

調査内容としましては、平成31年3月31日時点の取り組み状況についてであり、現行の経営体制を継続とするか、民営化や民間活用、事業廃止や広域化等とする抜本的な改革の取り組みを行うかの2択から回答するものでありまして、当町は、現行の経営体制を継続、そのように回答しております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 簡易水道事業給水条例を見ますと、先ほど町長の答弁もございましたが、水道料金の直近の改定は平成26年4月であったことがうかがいられるわけでありまして、料金の改正は、さかのぼりましたら平成17年で20%の改定を行ったということになります。

基本料金及び従量料金ともに相当長い期間据え置かれてきていて、これはありがたいことではあります。さきに申し上げました国の料金見直しのルール化に伴って、適宜の料金見直しが行われていない場合には、地方交付税措置の算定に影響が生ずることになるの

か、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 料金見直しにかかわる地方交付税の影響につきましては、現行の考え方では、影響はありませんが、今後の影響についてはわからない状況であります。今後、関係機関からの情報をしっかりと注視してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） さきの質問でお伺いしました調査において、当町は、今後の経営改革の方向性として付記されているのですが、人口減少により料金収入の増加は見込めないため、中長期的な財政計画と投資計画を策定し、適正な原価に基づいた料金水準の見直しを行い、効率的な経営を行うとしているわけではありますが、単刀直入にお聞きしますが、料金見直しの検討が始まっているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この水道料金につきましては、今後、消費税率の変更が確定した段階で、審議会を通じて決定していかなければならないと考えているところであります。

また、令和2年までに策定しなければならない経営戦略の策定に当たっても、水道料金の見直しについて検討していかなければならないと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この水道料金、安いにこしたことはないのですが、先ほど答弁にもありましたように、管の老朽化が今後の課題ということであれば、やはり検討は避けられないと私はそのように思っております。

簡易水道事業と同様に、インフラ資産であります下水道事業については、地方公営企業法を適用していないものの、それに準じた運営が必要であり、また、国の指導も、将来的に全てを下水道事業の地方公営企業法適用による公営企業への移行を求めている状況を鑑みて、将来にわたって安定的な事業を継続していくための中長期的な基本計画である特定環境保全公共下水道事業経営戦略を、今年度からの10カ年間を計画期間として策定しております。

したがいまして、簡易水道事業につきましても、公共施設等総合管理計画における基本姿勢としては、単独採算を目指しておりますので、料金の引き上げを軽減するためにも、先ほど令和2年までに計画の策定が求められているというお話がございましたが、経営戦略もしくはそれに準じた経営健全化の取り組みが必要になると思いますが、改めてお考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この簡易水道事業におきましては、人口減少による料金収入の減少に加え、施設は、議員おっしゃるように老朽化が進んでいる状況にあります。将来にわ

たって持続可能な経営を確保するためにも、今後の中長期的な経営の基本計画となる経営戦略を策定してまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 質問は、以上で終わりますが、国の水道ビジョンでは、事業統合による広域化に加えて、新たな概念の広域化を示しており、施設は分散型であっても、経営や運転管理を一体化し、経営や運転管理レベルの向上に資するような集中と分散を組み合わせた水道システムを提唱しております。

新たな概念の広域化のイメージは、事業統合に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といったソフト面の一体化や連携を含めており、具体的には、地域の自然的・社会的条件に応じて、施設の維持管理を相互委託や共同委託することによる管理面の広域化、総合支援体制の整備や機材の共同備蓄等、防災面からの広域化など、幅広い形態が考えられているようであります。これは国の考えている内容であります。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時04分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員